

安全センター情報2013年9月号 通巻第408号
2013年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2013 9

安全センター情報



特集● 労働安全衛生をめぐる状況

写真：「除染事業と除染労働の実態を問う」集会

全国労働安全衛生センター連絡会議
第24回総会は 10.5-6 鹿児島開催

日時：2013年10月5日(土)13時30分～6日(日)12時

会場：かごしま県民交流センター

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50 TEL 099-221-6600

<http://www.kagoshima-pac.jp/jp/center/access/index.html>

参加費：1,500円(資料代) 懇親会費：5,250円

■第1日目(かごしま県民交流センター大研修室第2(東棟3階))

10月5日(土)13時30分～17時30分

記念講演「職場のメンタルヘルス対策～現場でのメンタルヘルスとケア」

丹生聖治さん(大分県勤労者医療生協大分協和病院)

報告：小野雅史さん(大分県教組臼杵支部元執行委員長)

※この後、3つの分科会に分かれます。

分科会① 丹生さんワークショップ「カウンセリングの基礎・インテイクインタビュー」

(話の聞き取りの要点をロールプレイ形式で行う予定です。)

分科会② アスベスト

分科会③ メンタルヘルス・パワハラ

■懇親会(ホテル「吹上荘」)

10月5日(土)18時30分～、懇親会参加費 5,250円

〒892-0841 鹿児島県国町18-15(照国神社前) TEL 099-224-3500

<http://www.fukiagesou.jp/access.html>

■第2日目(かごしま県民交流センター大研修室第3(東棟4階))

10月6日(日)9時～12時

鹿児島からの報告

- ・ 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会南九州支部
- ・ カルテがないC型肝炎訴訟原告団

報告・問題提起

- ・ 福岡県脊髄損傷者連合会
- ・ 軽度外傷性脳損傷友の会
- ・ 胆管がん事件(関西労働者安全センター)

第24回総会議事

■宿泊

参加者各位においてご手配をお願いいたします。なお、ホテル「吹上荘」に10室確保しております。ご希望の方は早めにご連絡ください。先着順、朝食付き7,500円。

■主催

全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org

鹿児島労働安全衛生センター(準)始良ユニオン

〒899-5215 始良市加治木町本町403 有明ビル2階

TEL 0995-63-1700 k-anzen@po.synapse.ne.jp

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2012年→2013年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況	7
3 労働安全衛生対策	12
4 化学物質対策	14
5 労災補償対策	16

統計資料	18
------------	----

2012年度労働基準行政関係通達等	59
-------------------------	----

安全センター情報2012年度目次	76
------------------------	----

全国安全センター規約・規定	83
---------------------	----

全国安全センター第24回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	69
第2号議案 2012年度収支決算案	72
第3号議案 2013年度収支予算案	74
第4号議案 2013年度役員体制案	75

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省は2008-09年度に「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」を委託。同研究報告書が、労働

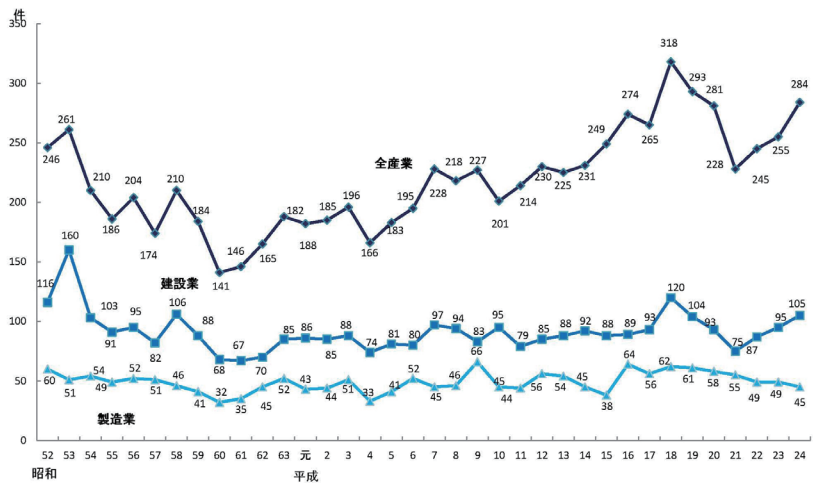
者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、これまでに具体的な対応はなされていない。

なお、死傷病報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や急性中毒以外の職業病、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介してきた(表1(18頁)参照)。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、概況等のみであるが、厚生労働省ホームページ(統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報)に掲載されている。また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行される「安全の指標」が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

労災保険の新規受給者数は、発生年度ではなく、労災保険給付の支給決定年度で集計した数



重大災害発生状況の推移

字であり、2011年度の労災保険新規受給者は、業務災害544,862人(88.6%)、通勤災害70,052人(11.4%)、合計614,914人(100%)であった。

その発生年度別内訳は、2011年度452,812人(73.6%)、2010年度151,930人(24.7%)、2009年度4,522人(0.7%)、2008年度1,291人(0.2%)、2007年度672人(0.1%)、2006年度以前3,687人(0.7%)、となっている。

● 死亡災害・重大災害

「死亡災害発生状況」については、2002年以降、厚生労働省ホームページに毎年5月(2013年は5月24日)に公表され、「安全の指標」等で紹介されている(2013年度版は5月27日付け発行)。出所は、「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。厚生労働省ホームページでは、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況のなかでも掲載されている。

また、厚生労働省ホームページでは、2003年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとなっている。「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のことで、この数字は、本誌

労働安全衛生をめぐる状況

の統計資料には数字を載せていないが、前頁図にその動向を示した。

● 死傷災害

2011年分から、「死亡災害発生状況」「重大災害発生状況」と合わせて「死傷災害発生状況」も発表されている。前出の厚生労働省ホームページの、政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧>労働災害発生状況の方では、掲載されている2007年分以降すべて、「死亡災害発生状況」「重大災害発生状況」「死傷災害発生状況」の三つが同じファイルに含まれている。

これまで「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分については、「労働者死傷病報告より作成」に代えられ、合わせて2011年分の労働者死傷病報告によるデータも示された。

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課に問い合わせたところ、「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて今後の対策に生かせるということで変更した。第12次労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことであった。

前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

一方、厚生労働省の「職場の安全サイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)の「労働災害統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の事故の型別及び起因物別のデータ、1999～2004年分の全データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろう。2005～2009年分については、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものと「労働者死傷病報告」によるもの双方が、明記されている。2010年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(確定値)」と標題が変わり、エクセル・ファイルがダウンロードできるようになった。

休業4日以上の死傷者数			
年/年度	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)による	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		

注: 2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの(届出1,664人、公表2,827人)を除く。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになってから毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷(負傷を伴わない事故を含む)」データも掲載されるようになった。内容は、次頁表のとおりである。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数を合わせた「負傷+疾病」合計件数が、休業4日以上の死傷災害の「補償件数」ではないかと考えられるのである。

「労働者死傷病報告」によるデータは素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう(「届出件数」と呼ぶことにする)。それと、従来公表されてきた「労災保険給付

分類		疾病分類項目	年度別労災補償状況									
大	小		CODE	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
負傷(負傷を伴わない事故を含む。)			133,643	133,401	130,166	129,173	129,137	130,166	124,603	112,478	114,135	114,443
	01	骨折	66,322	66,547	65,130	65,386	65,248	65,130	62,654	57,019	58,223	59,032
	02	切断	6,098	5,877	5,525	5,319	5,023	5,525	4,517	3,817	3,918	3,886
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,591	17,138	16,842	17,394	17,690	16,482	18,031	16,570	16,802	17,062
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,971	19,899	19,550	18,892	19,127	19,550	18,894	16,936	17,070	16,585
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫滅創を含む。)	19,451	18,847	18,016	17,285	17,078	18,016	15,719	13,905	13,794	13,842
	06	外傷性の脊椎損傷	658	655	649	621	676	649	646	590	665	655
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	385	407	435	402	439	435	343	332	361	390
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	3,040	2,900	2,999	2,854	2,865	2,999	2,859	2,445	2,441	2,558
	12	01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,127	1,131	1,020	1,020	991	1,020	940	864	861	433
疾病「補償件数」(表4参照)			9,045	8,806	8,858	9,271	11,171	10,456	10,148	8,862	9,457	9,176
負傷＋疾病合計「補償件数」			142,688	142,207	139,024	138,444	140,308	140,622	134,751	120,528	123,592	123,619

データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」による数字(「公表件数」と呼ぶ)、さらに「補償件数」を並べてみると、前頁表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退(離)職後の発症・死亡等も含まれ得る。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、(負傷に限定したとしても)補償件数よりもかなり少なく、そのような仕組みだけでは説明できそうにないと思われる。なお、1998年以降、届出件数が公表件数を上回り、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解である。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、政策について>分

野別の政策一覧>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>統計・災害事例>安全衛生関係統計等一覧に、2004年分以降の「業務上疾病発生状況等調査」が掲載されるようになった。しかし、報道発表資料のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載によると、2010年6月25日、2011年6月24日、2012年7月2日及び2013年6月27日に掲載されたことになっている。

ここにある「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所を「業務上疾病調」と記載したもので、全国労働衛生週間(10月1～7日)に向けて中央労働災害防止協会から発行されている「労働衛生のしおり」のものと同一ものである。後掲の表2(20頁)及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であつた。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」(第3号)として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」=「負傷による腰痛」(第1号)に振

労働安全衛生をめぐる状況

り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

前出の「職場の安全サイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された業務上疾病のデータも示されている。このうち2009年分のページからアクセスできるデータだけは、『傷病分類別・年別業務上疾病発生状況』の合計値から『じん肺又はじん肺合併症』の数値を差し引いたデータを掲載」と注記されているのであるが、額面どおり受け取ってよいか疑問である。

2010年分以降については、「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況（確定値）でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、「業種別傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれるようになっている。

これらのデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されていない。

毎年度の「業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）」が比較的入手しやすいもので、これには、第1～11（2009年分以前は1～9）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降の「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」を開示させている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表4（27頁）にまとめて紹介してある。「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されるのは、3枚の集計表のみである。表9（38頁）に紹介した2011年度分の都道府県別データもこうして開示されたものであり、これらのデータは本誌以外で掲載されているのをほとんど見たことがない。

業務上疾病			
年	労働者死傷病報告による	「業務上疾病調」によるとされる	傷病性質コード別労災補償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」の数字は同じものであり、前者が後者の小分類別内訳となっている。別掲表及び後掲の表2（20頁）で「補償件数」として示してある。

別掲表に「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010年分と2011年分の「届出件数」と「公表件数」は同じ数字であるが、疾病分類別のデータも入手できる（20～23頁下の表参照）。比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替え、また2010年分ではさらに、化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも、3件振り替えが行われていた。じん肺を含めて、他の疾病分類については、届出件数と公表件数の数字は同じであった。

なお、包括的救済規定のもとで労災補償された疾病の内訳が、職業病リストの見直しを行う労働基準法第35条専門検討会に提出されている。前回は、2009年3月24日の検討会に、2003～07年度分のデータが提出され、2009年8月号で紹介した。今回、2013年6月4日の検討会に2008～11年度分のデータが提出されたので、表11（51頁）で紹介した。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（各種統計調査結果）に「労災保険事業月報」及び「労

「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（一部はコピー）を備え付けている。

ホームページ上では、年報のすべてではなく、「労働者災害補償保険事業の概況」及び「保険給付等支払状況」としていくつかの統計表が示されているだけではあるが、表1に示した基本情報はこれらによって確認できる。「概況」で直接拾えないものは、障害（補償）給付の「一時金」受給者数を新規から新規受給者数（第16表）から新規年金受給者数（第17表）を差し引いて求めていること、遺族（補償）給付の「一時金」受給者数は「概況」からは得られないので「保険給付支払状況」統計表から、また、死亡災害発生状況は前述の「死亡災害発生状況」、死傷災害発生状況は前述の「労働災害発生状況」から採っている、などである。

表8(36頁)の都道府県別データについても、労災保険新規受給者、障害（補償）給付及び遺族（補償）給付の「一時金」、葬祭料受給者数は「保険給付支払状況」統計表、から拾うことができた。他は年報本体からで、労災保険適用事業場・労働者数が第1-2表、障害（補償）給付の「年金」が第7-9表、傷病（補償）給付が第7-14表、障害（補償）給付の「年金」は第7-12表から年金新規と前払一時金新規を合算、年度末年金受給者数は第7-7表から求めている。

死傷災害については、前述のような公表の変更があったために、表1-1では2012年の数字を空欄にし、表8-1では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況を示した。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 死亡災害にみる東日本大震災の影響

2011年の死亡災害発生件数は、東日本大震災を直接の原因とするものが1,314人、それ以外が1,024人で（2頁図は後者のみの数字で表示）、合計2,338人。東日本大震災を直接の原因とする1,314人の都道府県別内訳は、岩手県401人、宮

城県821人、福島県72人、以上3県合計1,294人で全体の98.5%を占めると発表されている。東日本大震災関連を除けば、2010年の1,195人から、171人、14.3%の減少であった。

一方、2011年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は5,509人で、業務災害4,576人（83.1%）、通勤災害933人（16.9%）。発生年度別では、2011年度868人（15.8%）、2010年度3,014人（54.7%）、2009年度341人（6.2%）、2008年度202人（3.7%）、2007年度101人（1.8%）、2006年度以前983人（17.8%）。

これは2010年度の3,621人から1,888人、52.1%の増加。2010年度の内訳は、業務災害3,344（92.4%）、通勤災害277件（7.6%）、発生年度別では、2010年度945件（26.1%）、2009年1,040件（28.7%）、2008年度385件（10.6%）、2007年度191件（5.3%）、2006年度102件（2.8%）、2005年度以前958件（26.5%）。

2010年度→2011年度の受給者数は、宮城県56→1,331、岩手県26→592、福島県57→234という状況である。東日本大震災の影響の大きさは、労災補償統計からも確認できる。

2013年5月24日に厚生労働省が発表した平成24年における死亡災害発生状況によると、2012年の死亡災害発生件数は1,093人。東日本大震災関連を除けば、2011年よりも増加している。

● 3年連続の死傷災害増加

2012年9月28日に厚生労働省は、休業4日以上死傷者数が2010、11年と2年連続で増加したことを「石油ショック後の景気回復期以来、実に33年ぶりの事態」、「2012年に入ってもその増加傾向には歯止めがかからず、8月末現在で対前年比7.9%の増加…この傾向が続けば3年連続増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定される」として、労働災害減少に向けた緊急要請を行った（この時点ではまだ従来どおり「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」のデータを示した）。

2013年2月25日の「平成24年における労働災害の動向について」では、2月時点の（労働者死傷病報告による）速報値を示して、「縮小はしているものの前年比2.0%増」と発表。

そして、2013年5月24日の「平成24年の労働災害

発生状況を公表」では、同じく労働者死傷病報告による確定値を示して、「3年連続の増加という極めて憂慮すべき事態となった」ことを明らかにした。

数字は4頁の表に示したとおりであるが、東日本大震災を直接の原因とする死傷災害数は、届出件数（労働者死傷病報告）では1,664人、公表件数（労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適））では2,827人、と異なっている。

厚生労働省の分析は、以下のとおり。

「2012年の労働災害が増加した要因としては、

- ① 2011年の東日本大震災直後に経済活動が停滞したことからの回復、復旧・復興工事による建設工事量の増加等により、2011年に比べると2012年の経済活動が活発であったこと
- ② 第三次産業の労働者数の全産業に占める割合が高くなる中で、第三次産業においては、必ずしも十分な安全管理体制が確保されていないことが懸念されること。
- ③ 製造業や建設業においては、厳しい経営環境が安全衛生活動に影響を及ぼしていると懸念されること。

が考えられます。

死傷災害の増減率（前年比）は、上半期はプラス、下半期はマイナスと減少に転じています。この要因として、2011年上半期は東日本大震災により経済活動が落ち込む一方、2012年上半期には回復したことが考えられます。また、労働災害が増加傾向にある業種に対する集中的な指導、関係団体に対する緊急要請等を行った効果もあったものと考えています。」

重大災害の件数（死傷者数は増加）、労災保険新規受給者数は、2013年（度）は、対前年比で減少した模様である。

● 第11次労働災害防止計画の達成状況等

2012年は、①死亡者数について2012年において2007年と比して20%以上減少させる、②死傷者数について2012年において2007年と比して15%以上減少させる、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせること、を目標に

掲げた第11次労働災害防止計画（2008～2012年度）の最終年であった。

死亡者数は、2007年1,357人から2012年1,093人へと264人、19.5%の減少。死傷者数は、前述のとおり公表データが届出件数に代わってしまったのだが、4頁表によれば、2007年131,428人から2012年119,576人へと11,852人、9.0%の減少。後でもふれるように定期健康診断の有所見者率は、2007年度49.9%から2011年度で52.7%と増加している。死亡災害はほぼ目標達成といってもよいが、他の目標は達成できなかったという結果である。

第12次労働災害防止計画（2013～2017年度）は、①死亡者数について2017年までに2012年と比較して15%以上減少させる、②死傷者数について2017年までに2012年と比較して15%以上減少させる、等の目標を掲げた。

「労災隠し」の氷山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条（報告等）違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件、2002年97件、2003年132件、2004年125件、2005年114件であったが、その後、2006年137件、2007年140件、2008年147件と連続して増加、2009年101件、2010年97件と減少した後、2011年は111件に増加している。

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたインリッピの法則の「1:29:300」という数字の厳密性はともかくとして、死亡災害件数を1とした場合の、休業4日以上（休業4日以上の死傷災害＝死亡災害）及び休業3日以内＋不働災害の件数（労災保険新規受給者数－休業4日以上の死傷災害）の比率を次頁表に示した。

過去16年間平均ではこの比率は、1:78.7:295.3ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわけ林業では、休業4日以上（休業4日以上の死傷災害）の件数よりも多いという逆転現象を示しており、鉱業、建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業＋不働災害の件数が著しく低い。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

年度	業 種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
合計	全業種	9,662,212	25,767	1	2,026,839	78.7	7,609,606	295.3
2011	製造業	144,671	182	1	22,846	125.5	121,643	668.4
	鉱 業	1,287	11	1	311	28.3	965	87.7
	建設業	59,628	342	1	21,056	61.6	38,230	111.8
	運輸業	42,272	156	1	15,112	96.9	27,004	173.1
	林 業	4,442	38	1	2,111	55.6	2,293	60.3
	その他	362,614	295	1	45,299	153.6	238,770	809.4

● 業務上疾病・労働者の健康状況

2011年度の業務上疾病（職業病）の補償件数は9,176件で、前年比3.0%（281件）の減少となった。公表件数でみても、4.1%（332件）の減少である。

しかし、アスベスト関連がん、脳・心臓疾患、精神障害の補償件数は増加している。「患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」の増加も目立っている。また、2010年度に500件を突破する急増を見せた熱中症は、2011年度も352件と高水準が続いた。

次頁に「主な職業病の認定件数の推移」を示した。伝統的な職業病の双壁である「じん肺及びその合併症」と「振動障害」の認定件数は、減少傾向にある。前者は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらずである。

逆に、「上肢障害」は、1997年の労災認定基準

改正以来一貫した増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回ったが、2009年度以降、減少に転じている。

「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックを受けて認定件数が激増。2006年度には過去の分（死亡から5年以内の事例等）が集中したものと考えられるが、被害は増えているはずなのに、2008年度以降若干の減少ないし停滞傾向を示しているのが気にかかる。

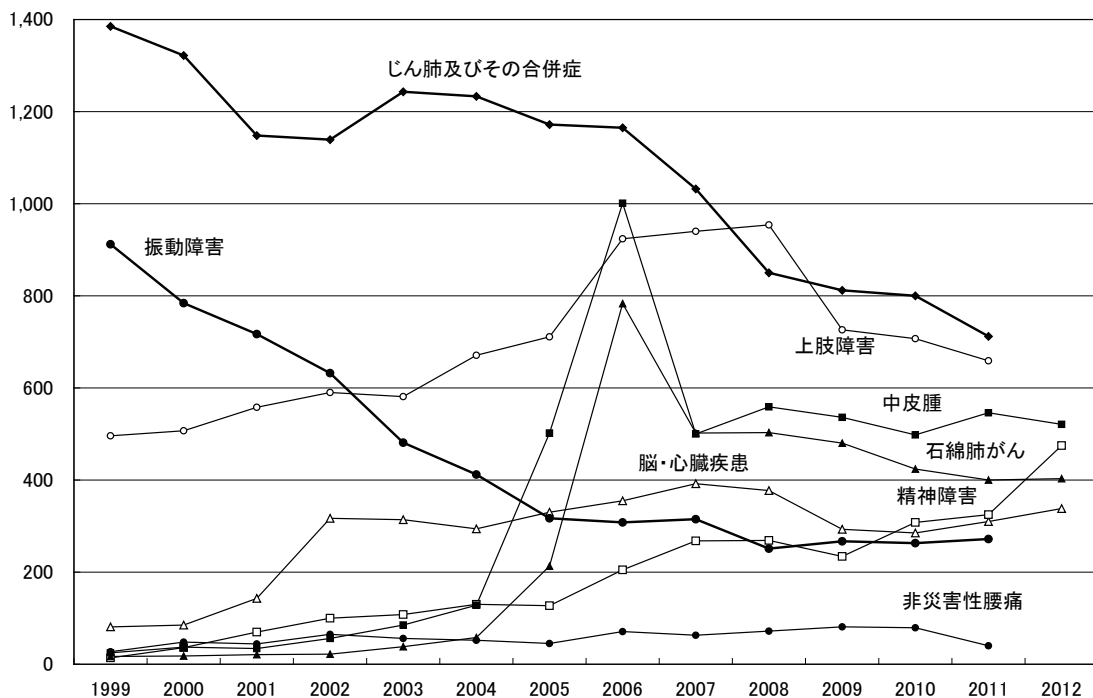
「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正以来増加してきたが、2008年度以降減少に転じた後、2011・12年度は増加した。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加して、「石綿肺がん」も上回った。

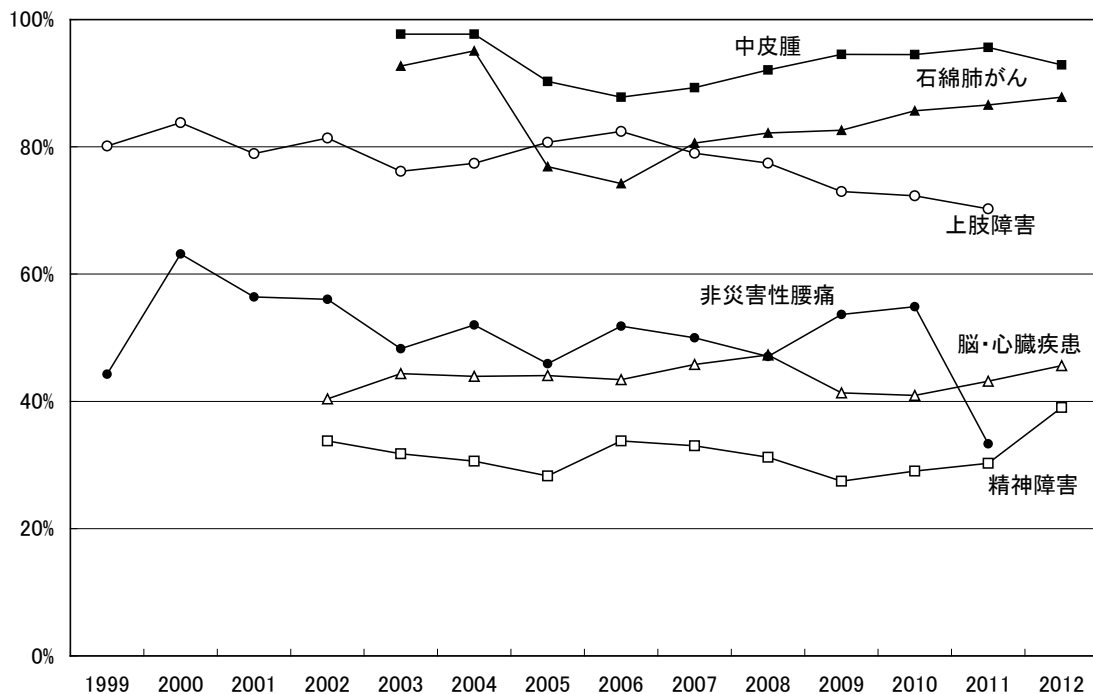
次頁下の図は、「認定率」を分析している。また、表5（30頁）に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示しているので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①＝認定件数／請求件数（いずれも当該年度）、認定率②＝認定件数／（認定件数＋不支給決定件数）の二つの指標を示してあるが、次頁下の図は認定率②である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%前後、次いで「石綿肺がん」。その次が「上肢障害」であるが、2008年度以降減少していて70%を切っている。これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



業 種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2011年度末		2011年度		2012年(暦年)		2011年(暦年)
製造業	14.8%	16.5%	23.5%	18.2%	15.8%	23.7%	20.9%
建設業	22.7%	8.2%	9.7%	33.6%	37.0%	14.3%	10.3%
運輸業	2.8%	5.4%	6.9%	13.9%	8.5%	14.5%	13.0%
鉱 業	0.1%	0.0%	0.2%	0.5%	0.7%	0.2%	1.5%
林 業	0.6%	0.1%	0.7%	3.4%	1.8%	1.6%	54.4%
その他	59.0%	69.8%	59.0%	30.4%	36.3%	45.8%	
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実 数	2,627,669	52,741,870	614,914	1,093	284	119,576	7,779

の影響と考えられる。「非災害性腰痛」は50%前後で、両群の間に位置しているという状況である。

なお、「異常温度条件による疾病」のほか、「災害性(負傷による)腰痛」、「化学物質による疾病」では系統的に、また近年は「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」も、公表件数が補償件数を上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

また、各種統計の業種別内訳を、一覧にして別表に示した。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2011年の52.7%へと経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、貧血、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年は27,858人で前年比2,793人減少したが、そのうち「被雇用者・勤め人」が約7,500人、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが約2,500人である。

厚生労働省は2008年10月に、5年に一度実施している「平成19年労働者健康状況調査の概況」を発表している。何らかの「健康の保持・増進」に取り組んでいると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%→2007年45.2%。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%→2007年33.6%。一方、「喫煙対策」の実

施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%→2007年75.5%へと連続して上昇している。

労働者に対する調査では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」38.4%(前回35.1%)が高く、次いで「仕事の質の問題」34.8%(前回30.4%)、「仕事の量の問題」30.6%(前回32.3%)となっている。

1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加していた、普段の仕事で「身体が疲れる」という質問項目がなくなる一方、「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」に関する調査項目が新規に追加されている。

新成長戦略はまた、2020年までに「メンタルヘルスに関する措置を受けられている職場の割合100%」達成も目標に掲げているが、2010年に(独)労働政策研究・研修機構が実施した「職場におけるメンタルヘルスケア対策に関する調査」によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は50.4%にとどまっている。

なお、「平成18年労働環境調査」、「平成19年等労働者健康状況調査」、「平成20年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成21年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成22年労働安全衛生基本調査」、「平成23年労働災害防止対策等重点調査」等の概況報告が、厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>)。

「平成23年労働災害防止対策等重点調査」と

されており、調査の目的は「メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に関する施策の見直しに資すること並びに、新しい労働安全衛生管理手法に関する実態を把握する」こととされ、リスクアセスメントを実施している事業所の割合46.5%、長時間労働者への医師による面接指導等を実施した事業所の割合14.0%、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合43.6%、定期健康診断を実施した事業所の割合91.2%、受動喫煙対策に取り組んでいる事業所の割合83.9%、業務上災害を記録する制度を設けている67.6%等という結果が示されている。

また、「平成23年職場における受動喫煙防止対策に係る調査」によると、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は44%となっている。

3. 労働安全衛生対策

● 第12次労働災害防止計画

2013～2017年度を対象期間とする第12次労働災害防止計画が2013年2月25日に公表された。既述のとおり、第11次労働災害防止計画の掲げた死亡者数20%以上減少、死傷者数15%以上減少、定期健康診断有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることという目標は、いずれも達成できなかったが、新たに以下の目標を掲げた。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、2012年と比較して、2017年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させること
- ② 2012年と比較して、2017年までに労働災害による休業4日以上死傷者の数を15%以上減少させること

また、6つの重点施策を掲げて、各々の具体的取り組みについても示している。詳しくは2013年5月号を参照されたい。

※<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/>

具体的取り組みに関連して、2013年3月25日に

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が策定され、4月11日には都道府県・政令市・特別区の保健所運営事務担当部局に宛てて「飲食店における労働災害防止対策に係る都道府県労働局との連携について」要請がなされている。

● 第8次粉じん障害防止総合対策

2013年2月19日には、同じく2013～2017年度を対象期間とする第8次粉じん障害防止総合対策も策定された。アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業においては粉じん則等が改正され（呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大）2012年4月に施行されたこと、金属等の研磨作業はじん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時・離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の事項が重点とされた。

- ① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- ② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ④ 離職後の健康管理

また、個人サンプラーによる粉じん濃度測定方法等についての調査、研究を行い、その成果を踏まえた粉じんばく露低減対策の検討を行う等ともされている。

● 労働安全衛生法改正案国会提出なし

①職場におけるメンタルヘルス対策の充実（いわゆる「新たな枠組み」）、②職場における受動喫煙対策の強化、③電動ファン付き呼吸用保護具を新たに型式検定の対象とすること等を内容とする労働安全衛生法改正案は、第181回国会で審議未了廃案となった後、厚生労働省は再上程をめざしていると伝えられたものの、第183回国会にも提出されなかった。

● 職場のパワーハラスメント対策

2012年3月15日の「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」公表を受けて、厚生労働省は2012年度から、①職場のパワーハラスメントの実態を把握するための調査研究、②予防・解決に向けた社会的気運を醸成するための周知・広報を実施するとした。

2012年10月1日に職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト「みんなでなくそう！職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」を開設（<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>）。12月12日には、委託事業として実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」報告書を公表している。

ポータルサイトということでは、2009年10月1日に、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」（<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）が開設されているが、こちらは当初は産業医学振興財団、現在は日本産業カウンセラー協会に運営が委託されている。

● 除染電離則制定、電離則改正

2012年1月1日から「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離則）が施行され、2011年12月22日に「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、2012年6月15日には「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」も策定されている。

さらに、3.11「事故由来放射性物質」により汚染された廃棄物・土壌の処分の本格的実施に備えるためとして、電離放射線障害防止規則が一部改正されて2013年7月1日から施行されることとなり、2013年4月12日には「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」も策定された。

※<http://www.mhlw.go.jp/bunya/>

roudoukijun/josen_gyoumu/

2013年1月18日に「除染等業務を実施している事業者に対する監督指導の状況等について」発

表されたが、福島県内の監督実施242事業者の45%に労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められ、是正指導を行ったということである。

なお、2011年10月11日に策定された指針に基づいて「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の長期的健康管理」が行われているほか、2012年8月10日には「原子力施設における放射線業務に係る安全衛生管理対策の強化について」指示されたところである。

● 女性労働基準規則の改正

女性労働基準規則を一部改正する省令が2012年4月1日に公布され、10月1日から施行されている。2011年12月14日に公表された母性保護に係る専門家会合報告書を踏まえ、女性労働者の就業を禁止する業務を、厚生労働省労働基準局によるGHS分類事業において、生殖毒性若しくは生殖細胞変異原性が区分1A若しくは1Bに分類、または授乳影響ありとされた26物質を発散する場所における業務であって、労働安全衛生法令の規定により呼吸用保護具等の使用が義務付けられている業務及び労働安全衛生法令の規定による作業環境測定の評価の結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務に拡大したものである。

前述の報告書は、重量物取扱い業務等については、女性労働者の就業制限を緩和するような新たな知見は見当たらないため、現行規制を維持。妊娠中の女性労働者に対しては、長時間の立ち作業など、状況によっては身体への負担が大きくなる作業の負担を軽減することが望ましいので、配慮すべき事項をパンフレットで関係者に周知するよう提言した。

● 腰痛予防対策指針の改訂

2013年6月18日に、19年ぶりに、「職場における腰痛予防対策指針」が改訂された。旧指針と大きく変更した点は、以下のとおりとされている。

- ① 2005年労働安全衛生法改正で取り入れられたリスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムにの手法を、新たに総論部分に項目立てして記述したこと

② 作業態様別の対策のうち「重症心身障害児施設等における介護作業」を「福祉・医療等における介護・看護作業」全般に拡大するとともに、リスクアセスメントの実施を取り入れる等、内容を充実したこと

③ 作業態様別の対策のうち「長時間の車両運転等の作業」について、リスクアセスメントの実施を取り入れ、内容を充実したこと

12次防では、「諸外国の状況等を踏まえて、重量物取扱い業務の腰痛の予防に資する規制の導入を検討する」とされている。

● 受動喫煙防止対策

12次防では、2017年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にすることが掲げられ、新成長戦略の2020年0%目標実現につなげたい意向がうかがわれた。2013年5月16日から、「受動喫煙防止対策助成金制度」（2011年10月開始）を、①対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大、②補助率を費用の1/4から1/2に引き上げるなどの拡充を図った。

※http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/kitsuen/

● アスベスト対策

2012年5月9日に「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」が策定され、9月13日に「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」指示が出されるとともに、10月25日及び2013年1月7日には「東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ」「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底」が指示されている。

また、2012「年来、廃車となった鉄道車両の一部を切り取る等して一般に販売された際、当該部品の一部の部品等に石綿が使用されていたとの事例が2件報告され」、2013年3月7日に「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底」も指示されている。

4. 化学物質対策

● 法令による対策の枠組み

職場で使用されている化学物質の総数は約6万種類と言われ、毎年千以上新たに増えている。このうち国連の基準等による危険有害性情報がある物質が約4万物質、約2万物質については危険有害性情報が明らかではないと言われている。これにどう対処するかは世界共通の課題である。

労働安全衛生法第55条による製造等禁止（8物質）、第56条による製造許可（7物質）のほか、同法に基づく特定化学物質等障害予防規則（57物質）、有機溶剤中毒予防規則（54物質）、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、石綿障害予防規則といった特別規則による規制がかけられている物質はわずかでしかない。

2012年4月2日に、有機則、特化則、鉛則が一部改正され、同年7月2日に施行されている。直接には2011年12月27日の職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会報告書を踏まえたものであるが、2010年の「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」と、労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」の中で今後検討が必要とされた項目のうち、「局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入」、「作業環境測定の評価結果の労働者等への周知」を導入したものである。

新規化学物質を製造・輸入しようとする事業者には、法第57条の3化学物質の有害性の調査で、あらかじめ有害性調査（変異原性試験またはがん原性試験）の結果の届出が義務付けられている（近年の届出件数は年1,200～1,300）。

※<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei06/index.html>

また、第57条の5国の援助等に基づいて、努力義務ではあるが、国自らが既存化学物質の有害性の調査を実施している。

これらの有害性の調査の結果、強度の変異原性が認められたものについては、2003年5月17日付

け基発第312号の3の別添1「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」を適用しているが、その対象となる化学物質の数は、2012年12月11日付け基発1211第4号によって、届出物質739(新規36、除外1)、既存化学物質145(新規1、除外1)、合計884となっている(指針も一部改訂された)。

法第28条第3項は、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表するものとされ、2012年10月10日付け基発1010第2号によって2-アミノ-4-クロロフェノール及び1-ブロモブタンが追加され、28物質について指針が定められている。

また、法第57条で表示等(104物質)、第57条の2で文書の交付等(安全データシートの提供等)(640物質)が定められているが、2012年4月1日に施行された労働安全衛生規則改正によって(第24条の14、第24条の15)、それらの対象以外の危険有害化学物質についても、表示・通知等が努力義務とされたところである。

さらに一般的な規定としては、法第22条に一般的健康障害防止措置が規定され、これを根拠に、労働安全衛生規則第576条(有害原因の除去)、第577条(ガス等の発散の抑制等・発散源密閉設備、局所排気装置または全体排気装置等)、第593条(呼吸用保護具等)等が定められている。

加えて、2006年の労働安全衛生法改正によって、法第28条の2として、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)とその結果に基づく措置が事業者の努力義務とされているところである。

● 国によるリスク評価

2006年の労働安全衛生規則改正では、新たに設けられた①有害物曝露作業報告(第95条の6)を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価(初期リスク評価及び詳細リスク評価)を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等を行うという仕組みもつくられた。

2011年度には、5物質について初期リスク評価、

4物質について詳細リスク評価が実施され、2012年8月1日の化学物質のリスク評価検討会報告書では、初期リスク評価実施5物質のうち「三酸化二アンチモン」で高いリスクが認められて詳細リスク評価が必要と判断され、詳細リスク評価実施4物質のうち「酸化チタン(IV)」はナノ粒子に関するリスク評価結果を待って最終的な評価を行うこと、他の物質は特別規則による規制の必要なしとされた。

また、2013年5月31日の化学物質のリスク評価検討会報告書では、3物質について初期リスク評価が実施され、ナフタレンは詳細リスク評価が必要、フェニルヒドラジンが規制の必要なしとされたほか、1,2-ジクロロプロパンはリスク評価未了のまま、「洗浄や払拭の業務について、適切なばく露防止措置が講じられない状況では、労働者の健康障害のリスクは高いものと考えられることから、健康障害防止措置の検討を行うべき」とされた。6月14日には化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書がまとめられ、1,2-ジクロロプロパンを含む洗浄剤を使った洗浄・払拭の作業については特化則等による規制が必要とされて、政省令改正が行われることになった。2012年度の他の物質については、別途リスク評価検討会報告書を取りまとめるということで、緊急の対応だったと思われる。

なお、2010年度分で特別規則による規制が必要とされた、インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼンはいずれも特化則の対象とする等の政省令改正が2012年10月1日に行われ、2013年1月1日から施行されている。

有害物曝露作業報告の対象物質は、2006～12年の累計で136物質、さらに、2013年15物質、2014年17物質がすでに指示されている。このうち上記記も含めて12物質が特化則の規制対象に追加することとされた。

● 今後の化学物質対策

2012年9月4日に今後の化学物質管理政策に関する検討会中間取りまとめが公表されている。これは、厚労省化学物質対策課化学物質安全対策室、経産省化学物質管理課、環境省環境安全課の共同検討会で、危険有害性情報の、①体系

的な収集・評価等の進め方、②統一的な伝達・提供等の進め方等を検討したものとされ、秋にも中間報告を行い、新規化学物質に関する届出制度の合理化等の「直ちに対応すべき事項」を示したほか、「中長期的な検討課題」を引き続き検討するとしている。直接的には国連GHSやSAICM、欧州REACH等の国際的な化学物質総合管理の流れを意識したものであるが、一方で、省庁の棲み分けを維持しながら一定の調整を図ることで、省庁の垣根を超えた総合的管理体制の確立を排除したいという思惑が見え隠れしているようにも思われるので注意が必要だ。

上記中間取りまとめでは、胆管がん事件にはふれてもいないのだが、同事件に対する直接の対応として2012年7月10日に、既存化学物質評価10か年計画(CAP10)の実施(がん原性やリスクの評価を行ってがん原性指針や特別則による規制対象にする)等の対応策が示されている。

また、2013年6月27日に開催された労働政策審議会の第73回安全衛生分科会では、「胆管がん事案等を契機とする化学物質管理のあり方(論点ペーパー)」として、①特別規制の対象でない化学物質について、個々の化学物質の有害性や曝露実態に応じて何らかの対策が講じられる必要があるのではないか、②具体的には、事業者によるリスクの程度に応じた措置の促進、譲渡・提供者による安全データシート交付の促進を図るべきではないか、とされている(8月から専門検討会開催)。

2013年3月14日に発出された基発0314第1号「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、「法第57条及び労働安全衛生規則第24条の15に基づく安全データシートの交付を受けることができない化学物質については…危険有害性情報が不足している場合もあるため、洗浄剤として使用することは望ましくないこと。やむを得ず洗浄又は払拭の業務に使用させる場合には、危険有害性が高いものとみなし、…(前述の)…措置を講ずるとともに、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることによりばく露を防止すること」を指示している。非常に重要な指摘であるが、残念ながら現行法令には、この指示の根拠とし

て活用できる規定がない。そうしたことも含めて、胆管がん事件の教訓がどのように法令に活かされるか、注目されている。

5. 労災補償対策

● 胆管がんの業務上外検討会報告

2013年3月14日に印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会報告書及び今後の対応について発表された。報告書のポイントは以下のとおり。

① 胆管がんは、ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定できる

② 大阪SANYO-CYP社で発生した胆管がんは、1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度曝露したことが原因で発症した蓋然性がきわめて高い

これを踏まえて厚生労働省は、大阪SANYO-CYP社関連の16件について3月中に決定(業務上認定)を行うとともに、他の労災請求事案についても同検討会で検討、1,2-ジクロロプロパン又はジクロロメタンにより胆管がんを発症したとする労災請求の時効については、同日まで進行しない取り扱いとした。印刷業における胆管がんに関する労災請求はこの時点までに全国で64件(印刷業以外でさらに11件)になっていたが、7月までに他の事業場の件も含めてさらに3件が業務上と認定され、ジクロロメタン単独曝露の事例も含まれていた。

合わせて化学物質のばく露防止対策の強化についても発表されたが、その内容は「4. 化学物質対策」で紹介したところである。

● 職業病リストの改訂

2013年4月16日に労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会報告書が、また、続いて7月3日に労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書が公表された。

前回2009年の検討の結果、「理美容師等における接触性皮膚炎、インジウムの健康への影響等については、化学物質に関する分科会を設置して

速やかに検討に着手するとともに、製造業等における新物質の利用が急速に広まりつつある状況を踏まえ、同分科会においては新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望む」とされたことを受けたものである。

結果的に、以下の21疾病を追加する提言がなされ、省令改正が行われる予定である。

- ① 安全データシート交付義務対象化学物質(640物質)のうち職業病リスト(労働基準法施行規則別表第1の2)に規定されていない48物質のうち、アジ化ナトリウム他16物質による疾病を追加
- ② 2010年のILO職業病リスト改訂により新たに追加された9疾病のうち規定されていない化学的因子による疾病3疾病、職業がん4疾病のうち、ベリリウム及びその化合物による肺がんを追加
- ③ 2003年の検討で長期的曝露による慢性影響が明らかでない等として見送られた化学的因子による疾病4疾病、職業がん1疾病のうち、タリウム及びその化合物による皮膚障害等を追加
- ④ 因果関係についての考え方が示された疾病として、1,2-ジクロロプロパンによる胆管がん、ジクロロメタンによる胆管がんを追加
- ⑤ 理美容の業務において使用されている化学物質のうち分科会が選定した2物質による接触皮膚炎は見送り(因果関係が明らかではない)

● 放射線被ばくと胃・食道・結腸がん報告書

2012年9月28日に電離放射線障害の業務上外に関する検討会による「胃がん・食道がん・結腸がん」と放射線被ばくに関する医学的知見」報告書が公表された。放射線業務従事者に発症した胃がん・食道がん・結腸がんについて、2009年12月と2011年2月に計2件の労災請求があったことを受けたものとされる。「当面の労災補償の考え方」として、以下が示され、同検討会で個別事案ごとに検討することとされた。

- ① 被ばく線量が100mSv以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること
- ② 放射線被ばくからがん発症までの期間が、少なくとも5年以上であること

- ③ 放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること

2012年度施行簿の情報公開から、結腸がん及び胃がんの事例(静岡局)、食道がんの事例(愛媛局)がいずれも業務外と判断された一方で、原発労働者に係る悪性リンパ腫の1例(福島局)が業務上とされたことが分かった。これで、わが国における原発労働者の職業がんの労災認定事例は、白血病6件、多発性骨髄腫2件、悪性リンパ腫4件の合計12件となった。

なお、因果関係についての考え方が示された疾病であると考えられるのに、放射線業務従事者に発症した胃がん・食道がん・結腸がんは、上述の労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書では取り上げられていない。

● 画像所見なしMTBIの障害認定

2013年6月18日付けで基労補発第0618第1号「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害(補償)給付請求事案の報告について」が発出された。これまでは、「MRI、CT等による他覚的所見が認められないものの、脳損傷があることが医学的にみて合理的に推測でき、高次脳機能障害のためわずかな能力喪失が認められるもの」について、障害第14級の9で認定するという取り扱いであった。

2012年度厚生労働科学研究障害対策総合研究事業「高次脳機能障害の地域生活支援の推進に関する研究」で、画像所見が認められない症例であって、「MTBI(軽度外傷性脳損傷)に該当する受傷時に意識障害が軽度であるもの」にあっても、高次脳機能障害を残す可能性について考慮する必要がある」とされたことを踏まえてとして、本省に報告して個別に判断されることになった。障害認定の改正に向けて、大きな一歩である。

● バイク便事業の特別加入適用拡大

2013年4月1日から、総排気量125cc以下の原動機付き自転車を使用する貨物運送事業の個人事業者(一人親方等)が、労災保険特別加入の対象とされている。



労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012			1,093		607,209					

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。

「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人、を含んでいない。

2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数である。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病(がんを除く)―有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病―腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病(がんを除く)―労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病―じん肺及びその合併症		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
合計	266,412	219,354	47,058	24,374	26,511	-2,137	15,496	49,038	-33,542	12,106	8,638	3,468	41,320	43,474	-2,154
2012	5,688			684			372			216			361		

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	一			二			三			四			五		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	5,367	5,819	4,620	865	865	932	846	394	1,233	237	232	219	516	516	800
2011	5,167	5,654	4,516	651	651	774	868	381	1,149	267	267	244	439	439	712

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
分類	細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			職業性疾病 (2号から11号までの小計)			計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
合計	3,695	5,430	-1,735	126	9,443	-9,317	2,021	11,008	-8,987	99,138	153,542	-54,404	252,392	242,544	9,848
2012	186			4			232			2,055			7,743		

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	126	126	110	6	6	949	148	153	594	2,744	2,292	4,837	8,111	8,111	9,457
2011	160	160	189	5	5	957	222	222	635	2,612	2,125	4,660	7,779	7,779	9,176

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の 疾患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢に より行う業務その他腰部 に過度の負担のかかる 業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー等 の機械器具の使用により 身体に振動を与える業務 による手指、前腕等の末 梢循環障害、末梢神経 障害又は運動機能障害 (振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に付 随する疾病その他身体に 過度の負担のかかる作業 態様の業務に起因する ことの明らかな疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
合計	2,541	6,346	-3,805	3,144	1,285	1,859	448	13,397	-12,949	3,467	12,476	-9,009	1,136	453	683
2012	90			43			9			139			91		

注) 表2-1の注に同じ。

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	117	117	174	510	58	79	5	5	263	141	141	707	73	73	10
2011	87	87	172	543	56	40	4	4	272	161	161	659	73	73	6

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	4,559	3,061	1,498	829	1,597	-768	7	5	2	3	3	0	10	18	-8
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789			899			6			0			11		

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	届出	公表	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1999	332	157	175	8	499	-491	35	2	33	9	18	-9	229	182	47
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19
2012	631			10			26			12			204		

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	4,508	4,960	3,361	859	859	1,259	8	8	9	0	0	2	10	10	19
2011	4,279	4,766	3,190	888	888	1,326	3	3	11	0	0	2	12	12	22

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)					
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
2010	816	816	584	9	9	315	22	22	3	8	4	10	229	228	209
2011	606	606	441	8	8	297	22	22	1	10	10	6	257	257	238

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2007	2008	2009	2010	2011
一			業務上の負傷に起因する疾病	5,094	5,075	4,457	4,620	6,197
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	404	433	374	449	482
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	72	60	69	58	58
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	190	187	166	209	187
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,727	3,736	3,280	3,361	3,190
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	68	65	54	36	75
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	141	132	117	142	139
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	415	393	334	305	2,010
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	45	39	32	35	31
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	32	30	31	25	25
二			物理的因子による次に掲げる疾病	747	609	479	932	774
			(有害光線による疾病)					
	1	01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	3	8	8	7	7
	2	02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	1	1	2	1	2
	3	03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患		2			2
	4	04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	1		1	1	
	5	05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害			1	2	2
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
	6	06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	20	14	12	9	13
	7	07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	5	6	7	10	9
			(異常温度条件による疾病)					
	8	08	暑熱な場所における業務による熱中症	266	234	127	537	352
	9	09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	52	25	26	34	63
	10	10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	19	19	16	13	26
	11	11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	374	295	276	315	297
	12	12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	1		1		
	13	99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	5	5	2	3	1
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,494	1,465	1,223	1,232	1,149
	1	01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	160	137	136	174	172
	2	02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	63	72	81	79	40
	3	03	さく岩機、鉦打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	315	251	267	263	272
	4		せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	940	986	726	707	659
		04-05	手指の痙攣又は書痙					
		06-08	手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症					
		09	頸肩腕症候群					

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度				
大	小		2007	2008	2009	2010	2011
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	16	19	13	9	6
四		化学物質等による次に掲げる疾病	204	215	195	219	244
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（151項目の内訳は表6参照）	90	73	71	72	79
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）					
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	1	3		3	2
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患				1	2
3	04	すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	17	21	14	12	15
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	12	4	1	3	2
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	7	3	5	4	6
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	10	15	13	9	9
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚				72	93
	08	（良性石綿胸水）				(37)	(42)
	09	（びまん性胸膜肥厚）				(35)	(51)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	13	11	10	10	6
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	54	85	81	33	30
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1,032	850	812	800	712
		（管理4）	(225)	(167)	(194)	(191)	(176)
		（肺結核）	(22)	(12)	(22)	(17)	(13)
		（結核性胸膜炎）	(13)	(12)	(5)	(4)	(4)
		（続発性気管支炎）	(610)	(544)	(458)	(451)	(386)
		（続発性気管支拡張症）	(8)	(6)	(8)	(9)	(4)
		（続発性気胸）	(37)	(24)	(32)	(29)	(33)
		（原発性肺がん）	(117)	(85)	(93)	(99)	(96)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	200	205	133	110	189
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	105	127	74	78	146
		（B型肝炎）					
		（C型肝炎）					
		（その他の肝炎）					
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	1	5	2	3	5
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	13	17	19	10	3
4	07	屋外における業務による恙虫病	10	6	6	8	13
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	71	50	32	11	22
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,021	1,080	1,033	949	957
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5	6	2	4	2
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5		2	2	4
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん			1	1	
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					

大分類	小分類 CODE	疾病分類項目	年度				
			2007	2008	2009	2010	2011
7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	1,002	1,062	1,016	922	944
	07	(石綿に曝される業務による肺がん)	(502)	(503)	(480)	(424)	(400)
	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(500)	(509)	(536)	(498)	(544)
8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	1	1			
10		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫			1	3	1
	12	(白血病)					
	13	(肺がん)					
	14	(皮膚がん)					
	15	(骨肉腫)					
	16	(甲状腺がん)					
	17	(多発性骨髄腫)					
	18	(非ホジキンリンパ腫)					(1)
11	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
12	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
13	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	6	9	7	11	4
14	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	1	1	3	4	2
15	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
16	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	1	1		1	
17	25	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん				1	
八	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病		2	1		
	01	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病				285	310
		(脳血管疾患)				(176)	(200)
		(虚血性心疾患等)				(109)	(110)
九	01	人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病				308	325
十		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	1	0
	01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患					
	02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
	03	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍				(1)	
十一	01	その他業務に起因することの明らかな疾病	664	649	530	1	0
		[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行					
		[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行	(263)	(249)	(180)		
		[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行	(129)	(128)	(113)		
		[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行	(268)	(269)	(234)		
		合計	10,456	10,148	8,729	9,457	10,857
		A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計	9,646	9,338	8,070	9,400	10,798
		B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	810	810	659	57	59
		A/(A+B)	92.3%	92.0%	92.5%	99.4%	99.5%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2009(平成21)年度			2010(平成22)年度			2011(平成23)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,223)			(1,233)			(1,149)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	158	81	70	154	79	65	118	40	80
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,046	726	269	1,035	707	271	978	659	279
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,135	1,033	132	1,085	949	101	1,079	957	89
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	4	4	0	2	2	0
2	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	2	0	2	2	0	4	4	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	2	1	0	0	1	0	0	0	0
6	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石綿にさらされる業務による肺がん	540	480	96	509	424	71	480	400	62
7	石綿にさらされる業務中皮腫	571	536	34	552	498	28	579	544	25
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	1	0	0	0	0	0	0	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	1	0	3	3	0	3	1	0
11	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	1	1	0	0	0	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	8	7	0	9	10	0	4	4	0
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	5	3	1	2	4	1	3	2	1
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	1	1	0	0	0	0
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1	0	0	0	1	0	0	0	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	1	1	1	2	0	1	4	0	1
十	前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病					(1)				
	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍				1	1	0			
	(その他業務に起因することの明らかな疾病)									
	非災害性脳血管疾患	501	180	262	528	176	261	574	200	270
	非災害性虚血性心疾患等	266	113	154	274	109	150	324	110	138
	精神障害等	1,136	234	618	1,181	308	753	1,272	325	749
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	4,242	2,367	1,505	4,258	2,329	1,601	4,345	2,291	1,605
		救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	
		55.8%	61.1%	54.7%	59.3%	52.7%	58.8%			

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1996～ 合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	110	115	115	93	117	90	73	71	72	79	1,527
			(無機の酸及びアルカリ)											
	1		アンモニア	1			1	4	1	3	1		4	29
	2		塩酸(塩化水素を含む。)	3	1	1	2	9	7	3	4	2		47
	3		硝酸	2	3	3	2	1	2	1	1			33
	4		水酸化カリウム	2				1			4	3	3	19
	5		水酸化ナトリウム	12	16	16	12	6	11	5	13	8	6	148
	6		水酸化リチウム											0
	7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	6	5	5	2	4	3	3	2	2		53
	8		硫酸	2	3	3	2	2	2	1	2	1	1	28
			(金属(セレン及び砒素を含む。))及びその化合物									2		
	9		亜鉛等の金属ヒューム	1	3	3	3	1		3			2	35
	10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)											0
	11		アンチモン及びその化合物											0
	12		塩化亜鉛		1	1		1					1	9
	13		塩化白金酸及びその化合物											0
	14		カドミウム及びその化合物											0
	15		クロム及びその化合物	2	2	2	2	2			1	1	3	19
	16		コバルト及びその化合物	1	1	1		1	1					9
	17		四アルキル鉛化合物											0
	18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)											12
	19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)										1	2
	20		セレン化水素											1
	21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)	2	1	1	7	2	5	1	1	4	4	32
	22		ニッケルカルボニル					1				2		4
	23		バナジウム及びその化合物								1			1
	24		砒化水素					1						2
	25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)		1	1					1			4
	26		ブチル錫	1	1	1	1		1					12
	27		ベリリウム及びその化合物					1			1			3
	28		マンガン及びその化合物	1			1	1	1					6
			(ハロゲン及びその無機化合物)											
	29		塩素	3	3	3	5	6	2	5	6	4	2	73
	30		臭素	2			1				1			8
	31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	3				2	1	3		1		15
	32		沃素											0
			(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)											
	33		一酸化炭素	15	32	32	21	25	13	19	16	19	21	333
	34		黄りん											0
	35		カルシウムシアナミド											1
	36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物									1		7
	37*		二酸化硫黄							2				6

労働安全衛生をめぐる状況

大	分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1996～ 合計
	小	CODE												
		38	二酸化窒素	1	6	6	2	2	1			1	1	22
		39	二酸化炭素		1	1			3				1	8
		40	ヒドラジン										1	6
		41	ホスゲン							2			1	5
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	3	3	3	2	3	1	1		2	4	49
			(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)											
		44	塩化ビニル											0
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン						1					1
		47*	クロロホルム					4						5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロルメタン	1	1	1		2		2	2		2	20
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル		3	3							1	17
		54*	1,1,2,2-テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)						1					3
		56*	1,1,1-トリクロルエタン											5
		57*	1,1,2-トリクロルエタン											0
		58*	トリクロルエチレン	2			1	1		1			1	9
		59*	ノルマルヘキサン	4					2	1			1	11
		60	沃化メチル								1			1
			(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル)											
		61	アクリル酸エチル									1		1
		62	アクリル酸ブチル											0
		63	アクロレイン					1						1
		64*	アセトン		1	1	4	2	1	1	1	1	2	18
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)					1						2
		66*	エチルエーテル					1						1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)					1						1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル		1	1			2			1		6
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル		1	1								2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール		1	1								2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート					1			1			2
		78	ホルムアルデヒド	6			2	1					1	13
		79	メタクリル酸メチル	1										1
		80*	メチルアルコール	1	2	2	1	3			1		1	14
		81	メチルブチルケトン					1						2
		82*	硫酸ジメチル		1	1	1		1					4

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1996～ 合計
大	小	CODE											
		(その他の脂肪族化合物)											
	83	アクリルアミド	1								1		2
	84	アクリルニトリル									1	1	3
	85	エチレンイミン		1	1		1			1			5
	86	エチレンジアミン		1	1	1							4
	87	エピクロルヒドリン				1	1	1					9
	88	酸化エチレン	3							1		1	11
	89	ジアゾメタン											0
	90	ジメチルアセトアミド	1			1	1						3
	91*	ジメチルホルムアミド		7	7			4		1			20
	92	ヘキサメチレンジイソシアネート								1			2
	93	無水マレイン酸											2
		(脂環式化合物)											
	94	イソホロンジイソシアネート		1	1								2
	95*	シクロヘキサノール					1						1
	96*	シクロヘキサン				1							2
	97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート	3						1				5
		(芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)											
	98*	キシレン	1	1	1	1	4	5	1		1	3	39
	99*	スチレン	1					1					5
	100*	トルエン	18	2	2	6	4	6	3	5	6	2	98
	101	パラ-tert-ブチルフェノール											0
	102	ベンゼン								2		1	3
		(芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化合物)											
	103	塩素化ナフタリン											0
	104	塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
	105*	ベンゼンの塩化物									2		4
		(芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)											
	106	アニシジン	1										3
	107	アニリン				1		1	1			1	6
	108	クロルジニトロベンゼン											0
	109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
	110	ジニトロフェノール											1
	111	ジニトロベンゼン											0
	112	ジメチルアニリン											1
	113	トリニトロトルエン(別名TNT)								1			1
	114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
	115	トルイジン											0
	116	パラ-ニトロアニリン						4					4
	117	パラ-ニトロクロルベンゼン									1		3
	118	ニトロベンゼン						1					1
	119	パラ-フェニレンジアミン		2	2	2	1		2		1	1	15
	120	フェネチジン											0
		(その他の芳香族化合物)											
	121*	クレゾール	1										2
	122	クロルヘキシジン											0
	123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)	1	1	1	3		2			1		13
	124	1,5-ナフチレンジイソシアネート											0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1996～ 合計
大	小	CODE											
	125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂		1	1	1	2		2		1		11
	126	フェニルフェノール											0
	127	フェノール(別名石炭酸)					1			1			8
	128	オルト・フタロジニトリル											0
	129	ベンゾトリクロライド											0
	130	無水トリメリット酸											0
	131	無水フタル酸											0
	132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)		1	1		1	1	1				10
	133	4-メトキシフェノール											0
	134	りん酸トリ-オルト-クレジル										1	2
	135	レゾルシン											3
		(複素環式化合物)											
	136*	1,4-ジオキサン											0
	137*	テトラヒドロフラン		1	1					1			3
	138	ピリジン											1
		(農薬その他の薬剤の有効成分)											
	139	有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・S-2-エチルチオエリ)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタ-トリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロルビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロバホス)	1	2	2		5		1		1	2	23
	140	カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタ-トリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)						1					2
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)											0
	142	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ)											0
	143	N-(1・1・2・2-テトラクロルエルチオ)-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)											0
	144	トリクロルニトロメタン(別名クロルピクリン)											0
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム(別名パラコート)										1	4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル(別名CNP)											0
	147	プラストサイジンS											0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン-3-オキシド(別名ベンゾエピン)											0
	149	ペンタクロルフェノール(別名PCP)											0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
	151	硫酸ニコチン											0

注) *: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2001年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2011年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	9,122	751	75	629	204	8,965	283	267	487	7,928
せき髄損傷患者	362 (71)	441 (74)	316 (58)	7 (1)	59 (2)	421 (84)	165 (28)	93 (20)	86 (23)	77 (11)
外傷性の脳中枢 損傷患者	645 (220)	620 (212)	472 (150)	7 (-)	54 (16)	732 (266)	229 (89)	151 (54)	175 (72)	177 (51)
頭頸部外傷症 候群患者	492 (139)	451 (137)	438 (143)	2 (1)	8 (3)	495 (129)	150 (44)	80 (18)	96 (34)	169 (33)
頭肩腕症候群 患者	150	65	47	-	-	168	17	15	26	110
腰痛患者	694	501	535	2	-	658	159	107	142	250
一酸化炭素 中毒患者	9	5	2	-	1	11	1	1	3	6
振動障害 患者	6,449	292	452	83	-	6,206	144	115	238	5,709
その他の患者	16,949 (2,810)	21,088 (3,878)	19,060 (3,407)	315 (6)	96 (6)	18,566 (3,269)	6,878 (1,390)	3,547 (651)	3,527 (682)	4,614 (546)
骨折	8,301 (1,987)	12,572 (2,894)	11,528 (2,566)	28 (6)	13 (2)	9,304 (2,307)	4,311 (1,082)	1,932 (447)	1,702 (468)	1,359 (310)
切断	454 (9)	621 (11)	607 (11)	2 (-)	1 (-)	465 (9)	211 (2)	90 (4)	86 (2)	78 (1)
関節の障害	2,001 (210)	2,699 (380)	2,407 (348)	6 (-)	- (-)	2,287 (313)	852 (122)	533 (70)	486 (73)	416 (48)
打撲傷	1,104 (210)	1,295 (292)	1,220 (239)	10 (-)	9 (1)	1,160 (262)	409 (95)	227 (66)	246 (57)	278 (44)
創傷	728 (66)	1,055 (93)	985 (66)	- (-)	1 (-)	797 (93)	307 (25)	182 (19)	168 (35)	140 (14)
その他	4,361 (257)	2,846 (208)	2,313 (177)	269 (-)	72 (3)	4,553 (285)	788 (64)	583 (45)	839 (47)	2,343 (129)
合計	34,872 (3,240)	24,214 (4,301)	21,397 (3,758)	1,045 (8)	432 (27)	36,222 (3,748)	8,026 (1,551)	4,376 (743)	4,780 (743)	19,040 (643)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頭肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者	骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372
2005	9,628	362	734	603	127	551	7	8,119	16,644	9,348	486	1,698	1,208	762	3,142	36,775
2006	9,917	445	780	631	126	656	9	7,689	17,517	9,495	471	1,822	1,309	794	3,626	37,770
2007	9,869	439	743	567	153	713	8	7,363	17,512	9,040	464	1,934	1,285	801	3,988	37,367
2008	9,764	405	743	512	160	654	5	7,043	17,111	8,700	456	1,936	1,221	712	4,086	36,397
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2011年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	135,106	1,897,112	63	6,420	31,901	1,044	931	113	81	1,125
青森	29,390	414,143	15	1,256	4,585	121	105	16	6	127
岩手	26,482	417,187	18	1,709	7,108	148	132	16	9	157
宮城	44,470	787,208	24	3,182	12,149	256	225	31	8	264
秋田	23,733	337,533	11	1,035	4,295	116	104	12	3	119
山形	25,811	368,581	8	1,173	6,553	111	94	17	3	114
福島	40,749	697,489	30	1,880	8,439	228	200	28	4	232
茨城	49,718	942,415	25	2,988	11,258	387	348	39	6	393
栃木	36,211	688,868	15	1,730	7,530	209	190	19	10	219
群馬	40,014	766,624	8	2,199	10,803	376	343	33	8	384
埼玉	94,685	1,869,521	41	5,460	32,725	794	714	80	5	799
千葉	80,670	1,583,959	33	4,922	24,669	794	718	76	5	799
東京	377,007	12,787,835	71	9,537	82,244	1,771	1,580	191	26	1,797
神奈川	129,211	2,718,639	54	6,593	37,076	1,124	1,024	100	21	1,145
新潟	55,912	883,525	21	2,599	13,446	349	324	25	6	355
富山	26,204	431,102	16	1,227	5,291	232	205	27	14	246
石川	27,788	432,435	11	1,137	5,472	165	143	22	3	168
福井	21,354	313,081	9	900	3,590	136	118	18	4	140
山梨	17,172	258,398	12	762	3,657	90	76	14	3	93
長野	49,339	771,239	25	1,960	9,815	314	286	28	11	325
岐阜	44,664	704,024	17	2,001	10,331	399	364	35	12	411
静岡	84,551	1,410,804	42	4,235	21,964	678	599	79	7	685
愛知	136,174	3,333,270	53	6,572	35,877	1,334	1,202	132	31	1,365
三重	36,995	627,793	16	2,257	10,140	508	472	36	2	510
滋賀	26,390	462,842	10	1,341	7,869	322	294	28	7	329
京都	55,156	965,626	18	2,570	12,219	742	698	44	5	747
大阪	202,219	4,474,208	58	8,350	45,007	2,315	2,116	199	38	2,353
兵庫	97,333	1,768,765	37	4,749	22,529	1,228	1,134	94	12	1,240
奈良	23,667	297,574	9	1,288	5,516	286	263	23	3	289
和歌山	26,203	303,097	10	1,241	4,963	293	273	20	5	298
鳥取	13,133	182,771	10	547	2,653	66	56	10	4	70
島根	18,212	241,255	12	759	3,615	93	90	3	4	97
岡山	41,881	696,266	17	1,966	9,555	481	426	55	34	515
広島	63,374	1,164,579	30	3,026	15,032	650	587	63	18	668
山口	31,166	505,569	15	1,372	5,947	249	215	34	5	254
徳島	17,852	235,361	8	757	3,213	197	186	11	3	200
香川	22,055	372,766	10	1,128	4,896	233	214	19	5	238
愛媛	33,071	505,266	14	1,528	6,412	404	357	47	6	410
高知	18,210	237,523	6	1,063	4,704	253	239	14	2	255
福岡	104,888	1,957,538	40	4,878	21,862	1,075	977	98	17	1,092
佐賀	17,020	262,859	3	985	3,939	113	102	11	6	119
長崎	30,444	419,071	18	1,406	5,181	225	201	24	39	264
熊本	37,657	572,590	15	1,794	7,099	251	216	35	22	273
大分	25,870	391,559	14	1,175	4,715	266	244	22	4	270
宮崎	25,093	350,705	8	1,352	6,129	241	224	17	7	248
鹿児島	35,728	524,715	15	1,686	7,178	267	232	35	9	276
沖縄	27,637	406,580	9	927	3,763	141	126	15	4	145
合計	2,627,669	52,741,870	1,024	119,622	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受給 者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	306	357	82	275	469	15,408	736	617	50	69	5,688	8,984
青 森	32	38	5	33	55	2,011	65	12	36	17	748	1,198
岩 手	614	592	147	445	470	2,763	92	15	59	18	866	1,805
宮 城	1,331	1,276	290	986	1,025	4,178	166	20	107	39	1,172	2,840
秋 田	19	22	4	18	33	2,177	61	23	20	18	853	1,263
山 形	31	31	5	26	46	2,002	91	45	33	13	781	1,130
福 島	234	222	47	175	207	3,844	127	39	52	36	1,336	2,381
茨 城	65	85	21	64	109	4,201	102	42	23	37	1,822	2,277
栃 木	55	73	17	56	85	3,466	167	89	45	33	1,315	1,984
群 馬	50	56	14	42	83	3,582	193	111	48	34	1,546	1,843
埼 玉	100	118	24	94	179	6,758	123	22	47	54	3,530	3,105
千 葉	95	109	27	82	163	6,408	130	14	55	61	3,137	3,141
東 京	269	309	65	244	461	16,176	264	83	78	103	7,701	8,211
神奈川	195	245	59	186	307	9,612	202	80	52	70	4,598	4,812
新 潟	77	86	14	72	103	5,011	213	77	87	49	1,922	2,876
富 山	45	53	14	39	80	2,708	91	45	33	13	1,027	1,590
石 川	27	31	2	29	54	2,001	31	27	2	2	761	1,209
福 井	25	27	4	23	45	1,809	55	21	17	17	662	1,092
山 梨	22	29	2	27	44	1,455	58	25	22	11	533	864
長 野	62	63	15	48	87	3,871	124	77	25	22	1,460	2,287
岐 阜	67	85	18	67	114	4,759	235	172	33	30	1,975	2,549
静 岡	82	110	23	87	173	7,336	150	100	26	24	3,822	3,364
愛 知	141	192	41	151	314	12,186	277	192	44	41	6,231	5,678
三 重	48	57	13	44	82	4,301	363	320	20	23	1,774	2,164
滋 賀	25	42	14	28	63	2,451	113	50	41	22	1,069	1,269
京 都	60	80	23	57	106	4,422	139	85	23	31	2,101	2,182
大 阪	213	273	52	221	458	17,385	414	210	84	120	8,977	7,994
兵 庫	162	193	46	147	253	10,484	241	116	63	62	4,406	5,837
奈 良	47	52	7	45	71	2,046	51	24	19	8	885	1,110
和歌山	40	48	13	35	60	2,448	118	86	13	19	971	1,359
鳥 取	13	20	4	16	30	1,167	30	5	13	12	501	636
鳥 根	28	34	11	23	30	1,644	40	25	6	9	654	950
岡 山	137	135	36	99	188	5,022	340	268	39	33	1,690	2,992
広 島	118	137	21	116	197	5,894	219	67	65	87	3,086	2,589
山 口	74	75	15	60	99	3,509	99	44	33	22	1,302	2,108
徳 島	24	30	7	23	37	1,840	47	12	23	12	779	1,014
香 川	37	44	11	33	57	2,342	95	17	49	29	954	1,293
愛 媛	56	61	11	50	103	3,332	136	25	64	47	1,232	1,964
高 知	28	35	6	29	45	2,075	81	17	34	30	842	1,152
福 岡	167	184	34	150	265	9,399	438	224	110	104	3,569	5,392
佐 賀	21	22	5	17	34	1,622	116	46	53	17	533	973
長 崎	89	101	27	74	137	3,685	612	547	46	19	914	2,159
熊 本	56	63	13	50	107	3,635	455	338	52	65	1,105	2,075
大 分	43	59	16	43	69	2,810	164	101	44	19	942	1,704
宮 崎	27	38	10	28	52	2,201	152	63	64	25	827	1,222
鹿児島	39	41	11	30	74	2,756	123	33	62	28	1,059	1,574
沖 縄	13	24	2	22	41	1,000	73	17	36	20	436	491
合 計	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	221,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	118,686

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2011年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	286	34	41	80	37	59
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	34	8	5	11	3	12
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	9	0	0	0	0	1
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	12	2	1	5	1	4
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	192	20	27	57	27	39
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	7	0	2	1	1	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	15	1	1	3	0	1
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	11	3	5	3	5	2
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	0	0	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	5	0	0	0	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	44	8	5	8	3	2
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	2	1	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	0	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	6	6	3	7	1	2
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	0	0	1	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	6	0	0	0	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	29	1	2	1	1	0
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	95	5	12	10	4	7
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	13	1	0	2	0	2
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	0	0	0	0	0	0
3	03		さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	43	2	2	2	0	2
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	39	2	10	6	4	3
	04-05		手指の痙攣又は書痙						
	06-08		手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症						
	09		頸肩腕症候群						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
66	117	38	65	327	127	226	293	67	37	50	33	29	88	44	83	158	98
6	7	6	10	20	16	20	33	10	4	6	5	4	11	5	7	18	13
1	2	0	0	4	0	2	8	2	3	0	0	0	3	0	3	3	0
2	4	3	4	4	9	18	21	1	3	6	2	2	1	2	7	10	2
51	91	25	45	266	75	162	195	41	24	31	15	21	61	28	51	93	66
0	1	0	3	7	3	3	1	2	1	0	0	1	1	2	2	3	0
0	2	0	1	8	5	8	8	0	0	1	5	0	2	2	3	7	6
5	8	4	2	16	16	8	21	10	0	4	6	0	9	5	9	23	11
1	2	0	0	1	3	2	3	1	0	2	0	1	0	0	1	1	0
0	0	0	0	1	0	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
13	12	14	13	31	31	57	46	26	7	5	14	1	11	16	21	31	21
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
2	11	10	7	23	11	43	21	17	1	1	1	0	2	10	14	25	6
2	0	0	3	1	17	3	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	2
1	0	1	1	6	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
7	1	2	2	1	2	4	23	6	6	4	13	1	8	5	4	4	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	33	4	23	30	76	115	99	25	8	11	4	6	25	14	36	29	12
2	4	1	5	7	19	5	22	1	1	1	0	0	12	1	4	7	0
1	1	0	0	1	7	5	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
1	1	2	3	2	4	4	4	4	4	2	4	0	4	1	7	2	7
11	26	1	15	19	46	100	71	20	3	8	0	6	9	10	25	20	5

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	51	157	501	160	50	42
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	6	13	36	23	8	3
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	0	3	2	1	1	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	1	5	8	4	1	2
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	31	123	406	107	31	32
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	0	2	7	3	1	1
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	2	5	9	5	0	2
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	11	4	31	15	8	2
	08		爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	0	0	2	2	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	2	0	0	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	13	9	28	39	7	9
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	1	0	0	0	0	1
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	1	0	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	1	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	0	1	0	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	8	4	20	12	5	1
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	4	2	0	0	1	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	1	0	0	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	0	2	5	27	1	7
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	53	46	66	33	18	7
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	3	5	10	6	4	0
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	8	4	6	0	0	0
3	03		さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	3	21	3	8	3	3
4			せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による疾病	38	15	47	19	11	4
	04-05		手指の痙攣又は書痙						
	06-08		手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症						
	09		頸肩腕症候群						

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
22	34	74	109	36	37	35	76	66	216	33	81	59	53	51	40	50	4,516
2	2	10	16	7	2	8	8	8	17	5	18	1	4	5	4	2	482
0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	2	1	0	0	0	58
1	1	2	5	0	0	0	3	0	10	0	1	1	3	3	6	4	187
17	25	54	75	22	33	24	54	52	157	21	45	47	39	33	27	32	3,190
0	1	1	1	0	1	0	2	1	7	0	0	4	0	0	0	2	75
0	1	0	2	1	0	0	1	1	9	0	8	1	2	4	1	6	139
2	1	7	6	4	1	2	8	4	9	5	5	3	4	6	2	3	329
0	0	0	1	1	0	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	1	31
0	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	25
2	8	16	18	4	6	10	21	8	22	1	26	12	20	29	19	7	774
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	13
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	9
1	1	6	10	4	0	1	2	3	17	1	5	4	4	5	6	2	352
0	0	7	0	0	0	1	4	3	1	0	7	0	0	0	0	0	63
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	2	0	26
1	6	3	7	0	6	8	15	2	1	0	14	8	15	23	11	0	297
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	5	8	20	8	8	3	17	21	24	2	5	14	20	39	21	8	1,149
1	0	0	1	5	0	1	3	2	7	1	4	1	2	4	1	1	172
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	40
1	5	4	10	1	2	1	13	13	1	1	1	11	12	34	13	1	272
3	0	4	9	2	5	0	1	6	16	0	0	2	6	1	5	6	659

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	5	6	3	2	1	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	3	4	2	0	1	0
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）						
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	1	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すず、鉾油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	1	1	0	2	0	0
	08	（良性石綿胸水）	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	1	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	1	0	0	0	1
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	128	6	5	17	2	6
		（管理4）	(32)	(3)	(0)	(0)	(1)	(0)
		（肺結核）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（結核性胸膜炎）	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気管支炎）	(66)	(2)	(4)	(17)	(0)	(5)
		（続発性気管支拡張症）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気胸）	(11)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
		（原発性肺がん）	(17)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	8	2	3	16	2	2
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	7	2	2	16	1	1
		（B型肝炎）						
		（C型肝炎）						
		（その他の肝炎）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又ははら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	1	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	1	0	1	1
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	46	3	0	17	3	6
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	6	3	4	11	5	18	18	9	2	0	0	6	6	2	3	6	5
2	2	0	1	4	0	5	4	3	0	0	0	4	3	0	0	0	1
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0
1	1	1	1	6	5	6	12	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0
(1)	(0)	(0)	(1)	(2)	(2)	(2)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)
(0)	(1)	(1)	(0)	(4)	(3)	(4)	(9)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	4
13	8	7	8	12	7	48	21	20	9	1	1	4	12	15	21	56	5
(2)	(0)	(3)	(4)	(3)	(2)	(14)	(8)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(5)	(2)	(3)	(18)	(1)
(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(0)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(10)	(7)	(4)	(4)	(5)	(1)	(33)	(12)	(16)	(3)	(1)	(1)	(3)	(6)	(9)	(16)	(8)	(4)
(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(8)	(0)
(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(2)	(0)	(0)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)	(1)	(14)	(0)
0	10	0	0	12	14	21	18	0	1	0	0	0	7	0	5	17	0
0	10	0	0	10	12	9	15	0	0	0	0	0	3	0	5	14	0
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
0	0	0	0	1	1	10	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
8	4	2	3	26	28	129	79	17	19	4	0	3	11	6	11	47	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	1	1	0	0	0	0
四		化学物質等による次に掲げる疾病	4	3	23	13	5	1
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	1	7	3	0	0
		（合成樹脂の熱分解生成物による疾病）						
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すず、鉍油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	1	0	1	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	1	0	0	0	0
7		石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	1	1	10	10	3	1
	08	（良性石綿胸水）	(1)	(1)	(3)	(6)	(0)	(0)
	09	（びまん性胸膜肥厚）	(0)	(0)	(7)	(4)	(3)	(1)
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	0	5	0	1	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1	5	51	19	8	5
		（管理4）	(0)	(2)	(20)	(6)	(5)	(1)
		（肺結核）	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)
		（結核性胸膜炎）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気管支炎）	(1)	(1)	(13)	(8)	(1)	(3)
		（続発性気管支拡張症）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		（続発性気胸）	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
		（原発性肺がん）	(0)	(2)	(17)	(5)	(1)	(0)
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	2	2	12	3	0	4
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	2	2	11	3	0	1
		（B型肝炎）						
		（C型肝炎）						
		（その他の肝炎）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又ははら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	0	1	0	0	3
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	6	22	85	79	10	7
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	0
2	02	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	1	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
6	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0

31 鳥取	32 島根	33 岡山	34 広島	35 山口	36 徳島	37 香川	38 愛媛	39 高知	40 福岡	41 佐賀	42 長崎	43 熊本	44 大分	45 宮崎	46 鹿児島	47 沖縄	合計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6
1	0	11	12	4	1	1	0	2	13	4	3	4	4	6	4	0	244
1	0	0	5	1	0	0	0	2	9	1	1	3	2	2	2	0	79
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	15
0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
0	0	8	6	3	0	1	0	0	2	0	2	1	1	0	1	0	93
(0)	(0)	(5)	(4)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)	(42)
(0)	(0)	(3)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(51)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	3	1	0	30
0	6	30	12	9	1	6	26	8	18	8	44	6	7	3	6	1	712
(0)	(2)	(0)	(7)	(2)	(1)	(2)	(2)	(1)	(7)	(4)	(4)	(3)	(0)	(2)	(1)	(1)	(176)
(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(13)
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
(0)	(4)	(25)	(1)	(4)	(0)	(2)	(24)	(7)	(6)	(1)	(33)	(3)	(6)	(1)	(5)	(0)	(386)
(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(33)
(0)	(0)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(3)	(5)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(96)
1	4	2	0	1	1	3	0	0	1	5	1	2	0	2	4	1	189
1	4	0	0	1	1	1	0	0	1	5	0	2	0	2	2	0	146
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	13
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	22
1	7	37	55	28	7	9	15	3	40	2	38	10	7	1	4	2	957
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
				北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	44	3	0	17	3	6
	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(15)	(2)	(0)	(6)	(1)	(3)
	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(29)	(1)	(0)	(11)	(2)	(3)
	8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12		(白血病)						
	13		(肺がん)						
	14		(皮膚がん)						
	15		(骨肉腫)						
	16		(甲状腺がん)						
	17		(多発性骨髄腫)						
	18		(非ホジキンリンパ腫)						
11	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん						
14	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
15	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
16	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	2	0	0	0	0	0
17	25		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	11	4	2	18	2	4
			(脳血管疾患)	(7)	(3)	(2)	(12)	(1)	(4)
			(虚血性心疾患等)	(4)	(1)	(0)	(6)	(1)	(0)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	18	1	1	22	3	2
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	0	0	0	0	0	0
	02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第五号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第五号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第五号へ移行						
			合計	641	69	72	190	57	89
			A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計	640	68	71	190	56	87
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	1	1	1	0	1	2
			A/(A+B)	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
8	4	2	3	26	28	127	77	17	19	4	0	3	11	6	11	47	10
(1)	(1)	(1)	(1)	(6)	(17)	(65)	(44)	(3)	(7)	(1)	(0)	(1)	(7)	(3)	(5)	(17)	(8)
(7)	(3)	(1)	(2)	(20)	(11)	(62)	(33)	(14)	(12)	(3)	(0)	(2)	(4)	(3)	(6)	(30)	(2)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	4	6	5	9	8	37	30	3	6	2	5	1	2	1	5	15	1
(3)	(1)	(5)	(4)	(4)	(7)	(23)	(20)	(0)	(5)	(1)	(3)	(1)	(2)	(0)	(5)	(9)	(1)
(5)	(3)	(1)	(1)	(5)	(1)	(14)	(10)	(3)	(1)	(1)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0)	(6)	(0)
6	13	3	2	4	8	42	34	4	0	1	3	2	4	4	9	7	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
132	207	77	123	462	304	693	638	171	89	74	60	52	166	102	194	366	152
132	205	76	123	460	303	681	637	171	88	74	60	51	162	102	193	365	148
0	2	1	0	2	1	12	1	0	1	0	0	1	4	0	1	1	4
100.0%	99.0%	98.7%	100.0%	99.6%	99.7%	98.3%	99.8%	100.0%	98.9%	100.0%	100.0%	98.1%	97.6%	100.0%	99.5%	99.7%	97.4%

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
		CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	7		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	6	22	83	79	10	7
	07		(石綿に曝される業務による肺がん)	(2)	(13)	(23)	(28)	(2)	(3)
	08		(石綿に曝される業務による中皮腫)	(4)	(9)	(60)	(51)	(8)	(4)
	8	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	9	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0
10			電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
	12		(白血病)						
	13		(肺がん)						
	14		(皮膚がん)						
	15		(骨肉腫)						
	16		(甲状腺がん)						
	17		(多発性骨髄腫)						
	18		(非ホジキンリンパ腫)						
11	19		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12	20		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13	21		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん						
14	22		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
15	23		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
16	24		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
17	25		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
18	99		1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	7	8	31	9	5	3
			(脳血管疾患)	(5)	(5)	(18)	(4)	(3)	(3)
			(虚血性心疾患等)	(2)	(3)	(13)	(5)	(2)	(0)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	6	14	21	19	5	1
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
	01		超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	0	0	0	0	0	0
	02		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	03		ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第五号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第五号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第五号へ移行						
			合計	143	266	818	374	108	79
			A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計	140	265	813	374	107	79
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	3	1	5	0	1	0
			A/(A+B)	97.9%	99.6%	99.4%	100.0%	99.1%	100.0%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
1	7	35	54	28	7	9	15	3	40	2	38	10	5	1	4	2	944
(0)	(2)	(20)	(21)	(14)	(3)	(6)	(8)	(1)	(10)	(0)	(20)	(7)	(1)	(0)	(0)	(1)	(400)
(1)	(5)	(15)	(33)	(14)	(4)	(3)	(7)	(2)	(30)	(2)	(18)	(3)	(4)	(1)	(4)	(1)	(544)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
																	0
																	0
																	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	2	0	6	4	2	1	7	5	11	3	3	4	4	4	1	1	310
(0)	(1)	(0)	(1)	(2)	(0)	(1)	(6)	(5)	(9)	(1)	(3)	(1)	(3)	(4)	(1)	(1)	(200)
(0)	(1)	(0)	(5)	(2)	(2)	(0)	(1)	(0)	(2)	(2)	(0)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(110)
3	1	7	8	5	0	2	2	4	10	6	1	3	3	7	1	3	325
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	67	185	240	99	63	70	164	117	355	64	202	114	118	142	100	73	9,176
35	67	183	240	99	62	70	164	117	355	62	201	114	117	139	98	73	9,117
0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1	3	2	0	59
100.0%	100%	98.9%	100.0%	100.0%	98.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.9%	99.5%	100.0%	99.2%	97.9%	98.0%	100.0%	99.4%

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2011年度末)

	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切断	関節の障害	打撲傷	創傷	その他	合計
北海道	1,259	26	43	41	7	27		1,017	1,029	510	30	204	33	15	237	3,449
青森	58	13	10	1	1	3		37	190	112	3	22	10	13	30	313
岩手	58	9	23	3		5		17	237	128	2	28	9	16	54	352
宮城	232	9	11	9		11	1	31	330	145	8	23	13	13	128	634
秋田	54	6	5	3	2	6		23	136	70	5	7	4	9	41	235
山形	123		3	5				29	142	69	8	10	6	4	45	302
福島	217	3	1	5		4		29	185	109	8	7	7	8	46	444
茨城	185	15	19	13	4	15		8	244	120	15	20	14	4	71	503
栃木	65	5	15	6	1	5		12	277	156	9	27	13	17	55	386
群馬	96	5	1	3	4	3		34	272	152	9	33	22	25	31	418
埼玉	83	13	29	21	11	63		33	795	452	26	92	51	34	140	1,048
千葉	52	24	56	73	14	103	2	16	1,271	583	33	252	134	61	208	1,611
東京	313	32	105	68	41	53	1	67	1,779	876	31	228	94	100	450	2,459
神奈川	221	23	61	44	9	74	1	59	1,106	514	22	160	48	56	306	1,598
新潟	283	12	7	7	1	2		106	316	165	11	26	4	9	101	734
富山	132	3	6	5		2		49	152	70	2	6	7	9	58	349
石川	40	2	2			1		11	124	78	4	10	6	7	19	180
福井	102	4	6	2		3		82	89	50	3	8	1	2	25	288
山梨	48	3		2		2	1	18	107	60	2	3	11	4	27	181
長野	168	4	19	10	1	10		113	392	197	9	58	23	31	74	717
岐阜	264	8	10	3		5		90	205	116	4	11	10	1	63	585
静岡	153	15	28	22		5		80	542	267	16	64	35	38	122	845
愛知	178	15	27	8	1			43	893	486	24	66	95	41	181	1,165
三重	40	1	2					66	133	67	2	10	3	4	47	242
滋賀	65	6	5	29	22	42		50	319	140	12	45	45	9	68	538
京都	154	16	16	13	7	32	2	205	523	243	12	86	35	25	122	968
大阪	246	25	42	21	23	34	2	101	1,775	829	56	254	204	78	354	2,269
兵庫	426	27	39	25	8	70	1	156	896	427	23	67	47	26	306	1,648
奈良	110	6	4	1	1	1		55	168	99	8	19	10	1	31	346
和歌山	74	4	3	1				65	177	77	1	22	7	7	63	324
鳥取	28	1		1				13	42	27	1	1	1	2	10	85
島根	60	4	6	1				59	70	34	3	9	1	2	21	200
岡山	592	4	12	5		5		60	320	163	7	30	7	9	104	998
広島	360	17	26	11		23		162	717	349	10	102	31	24	201	1,316
山口	189	4	1	4		2		48	230	103	4	15	13	10	85	478
徳島	87		1					231	64	37	1	3	1	3	19	383
香川	85	3	12	3		1		65	189	110	5	15	5	3	51	358
愛媛	290	6	14	6		6		643	234	114	6	27	5	12	70	1,199
高知	161	9	15	5	4	18		768	214	107	3	39	13	9	43	1,194
福岡	352	11	15	2				44	565	299	4	76	24	9	153	989
佐賀	52	1	3	1				23	80	39	3	9	3	4	22	160
長崎	527	7	7			2		43	233	107	2	24	6	4	90	819
熊本	81	6	4	2	1	2		225	211	134		18	10	8	41	532
大分	349	4	9	3	4	11		466	209	112	4	18	21	11	43	1,055
宮崎	84	3	4					419	116	52	9	3	5	7	40	626
鹿児島	147	6	3	6	1	2		212	183	108	3	18	8	7	39	560
沖縄	22	1	2	1		5		23	85	42	2	12	5	6	18	139
合計	8,965	421	732	495	168	658	11	6,206	18,566	9,304	465	2,287	1,160	797	4,553	36,222

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表11 包括救済規定に係る業務上疾病(その他業務に起因することの明らかな疾病)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小													
二	13		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	3	7	1	3	5	3	2	1	1	59
		1	寒冷による四肢の疾患						1				1	13
		2	異常高温下で作業したことによる脱水症			2			3					14
		3	潜水作業による耳の疾患								1			10
		4	日光による皮膚炎(水疱形成)			1								2
		5	潜水作業による硝子体出血											1
		6	低温、密室であるコンテナ内での脱水症				1							2
		7	航空機圧外傷による内耳障害		1	1		2	1	2	1			9
		8	寒冷化で作業したことによる顔面神経麻痺		1									1
		9	海水等による皮膚炎			1								1
		10	潜水病による左大腿骨頭壊死					1						1
		11	その他		1	2				1		1		5
三	5		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	14	14	10	17	20	16	13	8	3	6	571
		1	(作業態様による骨、関節の疾患)	4	4	2	3	2	2	0	0	0	0	176
		(1)	上肢の外顆炎又は上顆炎	(1)				(1)						(75)
		(2)	上肢の関節炎	(3)	(4)	(1)	(3)	(1)	(2)					(61)
		(3)	キーンバック病			(1)								(40)
		2	作業態様による腱、筋、神経の疾患	2	1	2	8	6	1	0	2	1	2	191
		(1)	腱炎、腱鞘炎等	(1)		(1)	(3)	(2)						(53)
		(2)	筋肉痛等		(1)		(1)	(2)			(1)			(19)
		(3)	神経麻痺等	(1)		(1)	(4)	(2)	(1)		(1)	(1)	(2)	(119)
		3	その他の疾患	8	9	6	6	12	13	13	6	2	4	204
		(1)	手根管症候群	(3)	(3)	(2)		(3)	(3)					(65)
		(2)	脊椎症	(3)	(3)		(2)	(2)	(3)	(7)	(1)		(1)	(43)
		(3)	血行障害				(1)	(2)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(14)
		(4)	その他	(2)	(3)	(4)	(3)	(5)	(6)	(5)	(4)		(1)	(82)
四	8		1から7までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	32	23	49	38	82	54	33	26	33	30	1,152
		1	単体又は化合物	6	9	17	9	53	34	13	5	11	9	432
		(1)	オキシ塩化リンによる急性薬物中毒		(1)									(5)
		(2)	オキシ塩化リンによる鼻炎等											(1)
		(3)	石灰による薬傷		(1)	(1)	(1)							(7)
		(4)	ソーダ灰による薬傷											(1)
		(5)	オゾンによる気管支喘息、中毒、アナフィラキシー	(1)						(1)			(2)	(5)
		(6)	過酸化水素による薬傷、(両手)接触皮膚炎			(1)								(5)
		(7)	硫化バリウムによる両角膜腐蝕											(1)
		(8)	次亜塩素酸ナトリウムによる皮膚炎、化学熱傷			(1)		(1)	(3)	(1)	(2)	(2)		(20)
		(9)	次亜塩素酸ナトリウムによる急性中毒		(1)					(1)		(1)		(10)
		(10)	次亜塩素酸ナトリウムによる肺水腫又は肺炎											(2)
		(11)	次亜塩素酸ナトリウムによる角膜びらん										(1)	(3)
		(12)	次亜塩素酸ナトリウムによる気管支炎、咽喉頭炎								(1)	(2)		(4)
		(13)	亜硫酸ナトリウムによる皮膚炎											(1)
		(14)	塩素酸ナトリウムによる両角膜腐蝕			(1)								(3)
		(15)	塩化アルミニウムによる両眼薬傷											(1)
		(16)	アセチレン及び酸素ガスによる肺炎				(1)							(4)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小												
	(17)	アセチレン及び酸素ガスによる肺水腫											(5)
	(18)	アセチレン及び酸素ガスによる中毒(呼吸困難等)											(1)
	(19)	硫化ナトリウムによる角膜腐蝕											(1)
	(20)	スズによる接触性皮膚炎											(1)
	(21)	金属ナトリウムによる化学熱傷											(2)
	(22)	亜鉛溶液による化学熱傷											(1)
	(23)	二酸化塩素による気管支炎、気管支喘息			(1)			(1)					(7)
	(24)	窒素酸化物吸入によるサイロフィラー病											(4)
	(25)	窒素酸化物吸入による中毒	(1)										(3)
	(26)	重リン酸アルミニウムの反応途中のリン酸塩による薬品熱傷											(1)
	(27)	ブタンガス中毒											(2)
	(28)	ケテンガスによる中毒											(1)
	(29)	メタノールによる接触性皮膚炎											(1)
	(30)	メタノールによる爪甲剥離											(1)
	(31)	エタノールによる湿疹、紅皮症、接触性皮膚炎					(1)		(1)				(3)
	(32)	エタノールによる急性鼻咽喉炎											(1)
	(33)	アリアルアルコールによる薬傷											(1)
	(34)	イソプロピルアルコールによる薬物アレルギー、過敏性肺臓炎					(1)						(3)
	(35)	蟻酸による接触性皮膚炎											(1)
	(36)	酢酸による化学熱傷											(9)
	(37)	酢酸による角膜炎					(1)						(2)
	(38)	珪酸メチルによる角膜腐蝕			(2)								(3)
	(39)	亜硝酸メチル中毒											(1)
	(40)	亜硝酸ガスによる中毒											(1)
	(41)	塩化メチレン中毒											(1)
	(42)	塩化メチレンによる薬傷			(1)								(2)
	(43)	塩化シアヌルによる気道薬傷											(1)
	(44)	メチルエチルケトンによる中毒											(2)
	(45)	メチルエチルケトンによる皮膚炎											(1)
	(46)	フロンガスによる肝障害、肺障害及び中毒					(10)		(1)			(2)	(20)
	(47)	六弗化セレンによる肺炎											(1)
	(48)	アセトニトリルによる中毒	(1)										(2)
	(49)	ジシクロヘキシルボジアミドによる角膜浸潤											(1)
	(50)	パラアニシジンによるメトヘモグロビン血症											(2)
	(51)	トリクロロメチルクロロホルムによる中毒(急性肺水腫)											(1)
	(52)	N-フェニルマレイミドによる薬傷(熱傷)											(1)
	(53)	パラクロールアニリンによるメトヘモグロビン血症											(5)
	(54)	5-ニトロ-2-メチルアニリンによる肝障害											(5)
	(55)	アクリル酸エチルエステルによる接触性皮膚炎											(1)
	(56)	トリフェニルスズフタートによる化学熱傷											(1)
	(57)	オルトクロロニトロベンゼンによる急性メトヘモグロビン血症											(2)
	(58)	P-ニトロベンゾニトリルによる中毒											(1)
	(59)	ヒブチルジメチルクロロシランによる中耳炎											(1)
	(60)	2,2-ジブプロモ-2-ニトロエタノールによる化学熱傷、皮膚壊死											(1)
	(61)	4-クロロ-2-アミノフェノールによる接触性皮膚炎											(1)
	(62)	トリメトキシアニリンによる角膜びらん											(3)
	(63)	フェニルヒドラジン中毒											(1)

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小												
	(64)	パラニトロトルエンによるメトヘモグロビン血症											(1)
	(65)	トルヒドロキノンによる中毒性表皮壊死傷											(1)
	(66)	ヘキサメチレンジアミンによるアルカリ腐蝕											(1)
	(67)	N・N-ジシクロヘキシルボジイミドによる皮膚炎											(1)
	(68)	モノクロルアセトアルデヒド (MCAD) による化学熱傷											(1)
	(69)	フォッグソルベント(炭化水素)の誤嚥性肺炎											(1)
	(70)	メチレンビスチオシアネートによる薬傷											(1)
	(71)	2-クロロ-4,6-ジメトキシ-1,3,5-トリアジン (CDMT) による接触性皮膚炎, 中毒疹等											(3)
	(72)	プロピオン酸ジョサマイシンによる接触性皮膚炎											(1)
	(73)	ニッケル液(メッキ溶液)による接触性皮膚炎											(1)
	(74)	Sマイト水溶液(アルカリ)による両眼化学傷											(1)
	(75)	ケイフッ素酸溶液(電解液)による皮膚粘膜障害											(1)
	(76)	サリンによる中毒											(32)
	(77)	PXCL2(a,a'ジシクロパラキシレン)による炎症											(1)
	(78)	IIN1T2による接触性皮膚炎											(1)
	(79)	3,4-オルトトリレンジアミンによる中毒疹											(1)
	(80)	エトキシメチレンマロン酸ジエチルエステルによる中毒疹	(2)										(2)
	(81)	塩化仮氏有無による皮膚障害	(1)										(1)
	(82)	アルシingas(ヒ素化合物)による中毒		(1)									(1)
	(83)	ジルコニウムに引火した際に発生したガスにを吸引したことによる上気道炎等		(1)									(1)
	(84)	バリウムによる虫垂炎、気管支喘息、汎発性腹膜炎	(1)						(1)	(1)			(3)
	(85)	クルタルアルデヒドによる食欲不振		(1)									(1)
	(86)	メチルエチルケトンパーオキシドによる熱傷		(1)									(1)
	(87)	アルミン酸ソーダによる化学熱傷		(1)									(1)
	(88)	フッ化アルミニウムによる薬傷			(1)								(1)
	(89)	アクリルガス中毒症			(1)								(1)
		良性石綿胸水(2010年度以降四〇八に移行)			(3)	(2)	(17)	(9)					(31)
		びまん性胸膜肥厚(2010年度以降四〇九に移行)			(1)	(3)	(19)	(17)					(40)
	(90)	エチレンジアミンによる化学熱傷			(1)								(1)
	(91)	イソシアネートシクロヘキシルによる角膜化学腐食			(1)								(1)
	(92)	イソシアネートガスによる間質性肺炎(イソシアネート肺炎)			(1)								(1)
	(93)	DMSO(ジメチルスルホキシド)による中毒				(1)							(1)
	(94)	SDS(ラウリル硫酸ナトリウム)吸引による急性気管支炎等				(1)							(1)
	(95)	1プロモプロパン中毒					(1)					(2)	(3)
	(96)	2-クロロピリジンによる急性肝炎					(1)						(1)
	(97)	4フッ化メタンによる化学熱傷					(1)						(1)
	(98)	インジウム肺						(1)	(1)				(2)
	(99)	クロロシランによる化学熱傷						(1)					(1)
	(100)	硫酸亜鉛による化学熱症						(1)					(1)
	(101)	エチレンオキシドガス中毒						(1)					(1)
	(102)	塩化ベンザルコニウムによる(左角膜)化学傷							(1)				(1)
	(103)	エチルメチルカプタンガスによる中毒							(1)				(1)
	(104)	アステルバーム(人工甘味料)による(右前腕)湿疹							(1)				(1)
	(105)	トリクロルエチレンによる腸管囊胞様気種症							(1)				(1)
	(106)	ゾテピンによる急性薬物中毒							(1)				(1)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小												
	(107)	リン酸(電解液)による湿疹							(1)				(1)
	(108)	アクリル酸クロリドによる気管支肺								(1)			(1)
	(109)	イソヘキササン(2メチルペンタン)による接触性皮膚炎									(1)		(1)
	(110)	N,N-ジメチル-Pフェニレンジアミン硫酸による接触性皮膚炎									(1)		(1)
	(111)	ハロタンによる急性重症型肝障害、急性一過性精神性障害									(1)		(1)
	(112)	カプロラクタムによるじんま疹、化学物質性気管支炎									(1)		(1)
	(113)	無水酢酸(無酢、アセチルオキシド)による皮膚炎、結膜炎									(1)		(1)
	(114)	γ-ブチロラクトンによる中毒									(1)		(1)
	(115)	ピロールによる薬物性肝障害										(1)	(1)
	(116)	メチルクロロホルム分解ガス中毒										(1)	(1)
	(117)	その他											(83)
2		混合物及びその他	26	14	32	29	29	20	20	21	22	21	698
(1)		理美容師のシャンプー、洗剤又はコールドパーマ液等の使用による接触性皮膚炎等	(2)		(3)	(4)	(4)	(2)	(1)	(3)	(5)	(4)	(73)
(2)		洗剤、洗浄剤、洗浄液による湿疹、接触性皮膚炎、中毒、咽頭炎	(7)	(2)	(3)	(5)	(1)	(2)	(1)	(3)	(3)	(3)	(139)
(3)		トイレ洗浄用薬品による気管支炎、咽喉炎、結膜炎											(3)
(4)		洗浄液による皮膚壊死							(1)			(1)	(3)
(5)		洗浄液による両眼アルカリ腐蝕	(1)			(1)							(3)
(6)		洗剤による角膜化学傷、角膜潰瘍				(1)		(1)					(5)
(7)		洗剤による掌角化症											(1)
(8)		ゴム金型洗浄剤(アルカノールアミン、特殊カルボン酸塩)による両手潰瘍											(1)
(9)		漂白剤による接触性皮膚炎、咽喉頭炎、鼻炎、化学損傷、アレルギー反応			(2)			(1)			(1)		(10)
(10)		シミぬき溶剤による気管支炎											(1)
(11)		シミ取り液による化学熱傷											(1)
(12)		防かび剤による皮膚障害											(4)
(13)		防腐剤(クレオソート油)による中毒、気管支喘息			(1)				(1)				(3)
(14)		害虫駆除剤による中毒、皮膚炎	(2)				(1)		(1)	(1)			(13)
(15)		防虫剤による接触性皮膚炎											(5)
(16)		白アリ駆除剤(クロルピリホス)による(有機リン)中毒											(3)
(17)		白アリ駆除剤(クロルピリホス)による肝障害											(1)
(18)		白アリ駆除剤による皮膚炎、神経障害等		(1)	(1)	(1)							(8)
(19)		接着剤(変性アクリレム、アクリル系ボンド、ロックタイト系等)及び硬化促進剤による湿疹・接触性皮膚炎			(1)	(2)					(1)	(1)	(18)
(20)		接着剤(アセトン、メチルエチルケトン、イソシアネート)による熱傷、中毒			(1)	(1)							(3)
(21)		錆止め剤(アンチラスト)によるアレルギー性皮膚炎	(2)										(3)
(22)		中和防錆剤(ジャスコM-195)による接触性皮膚炎											(1)
(23)		防錆剤(ベンゾチアゾール系、チオシアネート系薬剤混合剤)による中毒疹、湿疹											(1)
(24)		錆止め塗料による中毒(呼吸困難、頭痛等)											(1)

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小												
	(25)	排ガス(トリクロロSTリアジン)による細気管支炎											(1)
	(26)	都市ガスによるガス中毒											(7)
	(27)	アルゴン炭酸ガス、ヒューム吸入による肺水腫											(1)
	(28)	除草剤(5%プロマシル剤含有)によるびまん性 間質性肺炎											(1)
	(29)	農薬(EDM、デナボン、グリエムダイファア等)による 中毒	(1)				(1)	(1)					(5)
	(30)	農薬による気道炎、胃炎											(1)
	(31)	農薬(キャプタン)による気管支炎											(1)
	(32)	農薬(トリアジン)による皮膚炎											(5)
	(33)	農薬(エメロン水和剤)アドマイア・ランネードによる 中毒											(2)
	(34)	農薬(チューラム剤)による皮膚炎											(1)
	(35)	農薬(トルビラン液)による両眼角膜薬傷											(1)
	(36)	農薬(石灰硫黄合剤)による接触性皮膚炎											(1)
	(37)	農薬(TPN)による皮膚炎											(1)
	(38)	農薬(カーバマナトリウム塩液剤)による化学熱傷											(1)
	(39)	農薬(DD)による化学熱傷											(1)
	(40)	農薬による化学熱傷											(2)
	(41)	肥料による化学熱傷											(3)
	(42)	医薬品・化粧品による接触性皮膚炎、意識障 害、頭痛		(1)	(1)		(1)	(1)	(1)	(3)			(15)
	(43)	コンクリート静的破砕剤による両角膜腐蝕											(1)
	(44)	コンクリート粉じんの吸引による皮膚炎、肺炎・気 管支喘息				(1)			(1)				(3)
	(45)	清缶剤(キレートB15L)による薬傷											(1)
	(46)	機械加工用水溶性切削剤(EC60)による皮膚 炎											(1)
	(47)	切削油(ユシローケンシンセティック#830)による 化膿創				(1)							(2)
	(48)	研削切削液による皮膚炎					(1)			(1)	(1)	(1)	(5)
	(49)	助燃剤による火傷及び角膜腐蝕											(1)
	(50)	デベント液による接触性皮膚炎											(1)
	(51)	カシウ液による皮膚炎											(1)
	(52)	剥離剤による薬傷	(1)										(6)
	(53)	エポキシ樹脂による気管支炎、頭痛等						(1)					(2)
	(54)	ポリエステル配合剤による接触性皮膚炎											(1)
	(55)	ノニルフェノール、ジノニルフェノール、フェノールの 混合液による化学傷											(1)
	(56)	クエン酸、リンゴ酸、酒石酸ナトリウム混合液による 接触性皮膚炎							(1)				(2)
	(57)	ジアクリレート系物質による接触性皮膚炎											(1)
	(58)	フウイムコントロール剤(パルプ原料に含有)による 薬傷											(1)
	(59)	酢酸ビニル樹脂による湿疹様皮膚炎											(1)
	(60)	トリポリン酸、無水メタケイ酸ナトリウム、炭酸ナトリ ウムによる皮膚炎											(1)
	(61)	溶剤(レジスト、銀ペースト、酢酸エチル他)による 接触性皮膚炎							(1)				(2)
	(62)	薬液(珪酸ソーダー、LCグラフト)他による薬傷 (熱傷)											(2)
	(63)	地盤注入(凝固剤)水ガラス系(珪酸ナトリウム) による接触性皮膚炎、皮膚炎後感染症											(1)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小												
	(64)	消化器充填剤(粉末)による肺炎・咽喉頭炎・気管支炎											(2)
	(65)	消化器剤の吸入による咽頭浮腫											(1)
	(66)	ガソリンによる咽頭喉炎、気管支炎、細気支炎、肺炎											(2)
	(67)	軽油の誤飲による腎機能障害、肺炎		(1)									(2)
	(68)	亜鉛メッキ板等溶接時有害蒸気による気管支肺炎(気管支粘膜の障害)											(6)
	(69)	金属ヒューム(酸化鉄、鉄等)による気管支喘息								(1)			(2)
	(70)	タンク内溶接作業による間質性肺炎											(1)
	(71)	ゴム手袋による接触性皮膚炎			(2)				(1)		(1)		(9)
	(72)	原酒による両角膜腐蝕											(1)
	(73)	アルコール(酒粕)による急性中毒											(1)
	(74)	消毒液(ヒビデン、オスバン、アルコール等)による皮膚炎			(2)								(10)
	(75)	電解ニッケル室に発生した煙による化学性肺臓炎(両肺)											(1)
	(76)	はんだ付け作業による薬疹、気管支炎	(1)										(2)
	(77)	顔料、インクによる接触性皮膚炎、末梢神経障害						(1)	(1)	(1)			(6)
	(78)	白木の漂白剤(亜塩素酸ナトリウム含有)による中毒、咽頭炎等									(1)		(3)
	(79)	塗料による有機溶剤中毒、神経麻痺			(1)	(1)	(1)		(2)		(2)	(2)	(14)
	(80)	塗料による接触性皮膚炎		(1)	(1)								(5)
	(81)	塗装剤(キシラジュール)による角膜腐蝕、塗装剤(シリコン変性アクリル樹脂)による気管支喘息				(1)							(2)
	(82)	シンナーによる有機溶剤中毒、接触性皮膚炎、結膜炎等			(1)	(1)		(3)					(14)
	(83)	溶剤(メチルエチルケトン、イソプロピルアルコール等)による中毒、接触性皮膚炎等					(3)			(2)			(17)
	(84)	シャキッツスプレー(アクリル樹脂アルカールアミン液)の誤吸入による気管支炎											(1)
	(85)	水硫化ソーダ、硫化ソーダ、石灰により発生したガスによる中毒											(1)
	(86)	銅管接着用フラックスによる接触性皮膚炎											(1)
	(87)	マッサージオイル、クリームによる接触性皮膚炎		(1)					(2)		(1)		(7)
	(88)	ドロマイトプラスターによる接触性皮膚炎											(1)
	(89)	アルカリ系製品(アーミン)による接触性皮膚炎											(1)
	(90)	わら、飼料等による枯草熱好酸球増多症											(1)
	(91)	原皮処理用薬品による成人呼吸促進症候群											(1)
	(92)	粉塵(ビクシンドライシップ、ホスミンドライシロップ等)による接触性皮膚炎											(1)
	(93)	カビ・牧草の粉じんによる間質性肺炎											(1)
	(94)	解体・改修工事に伴う粉じんによる気管炎、気管支喘息等		(1)									(2)
	(95)	防凍剤(亜硝酸ナトリウム)による薬物中毒											(2)
	(96)	発煙筒の煙(六塩化エタン、亜鉛華、亜鉛粉)による薬剤性肝障害											(1)
	(97)	ポリ合板焼却時に発生したガス煙による急性甲状腺炎、喉頭腫瘍											(1)
	(98)	潤滑油による気管支炎											(1)
	(99)	防水スプレーによる気管支炎	(1)										(2)
	(100)	乾燥剤による皮膚炎											(2)
	(101)	マスタードガスによる中毒	(5)										(5)

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小												
	(102)	触媒による接触皮膚炎	(1)										(1)
	(103)	塗装粉じんによるリボイ肺炎	(1)										(1)
	(104)	灯油による接触皮膚炎、外耳道炎、中毒		(2)			(2)					(1)	(5)
	(105)	農薬(ブエオベナゾール)による接触皮膚炎		(1)									(1)
	(106)	植物への接触による皮膚炎			(2)							(1)	(3)
	(107)	グラスウールによる接触皮膚炎			(1)								(1)
	(108)	メッキ掛け作業による接触皮膚炎			(1)								(1)
	(109)	消火作業で煙を吸引したことによる急性呼吸窮迫症候群、急性循環不全等			(1)	(1)		(1)					(3)
	(110)	タイル用目地材(セメント系・アルカリ性)による接触皮膚炎				(1)							(1)
	(111)	反応染料による気管支喘息				(1)							(1)
	(112)	界面活性剤による化学熱傷				(1)							(1)
	(113)	消臭剤による中毒					(1)						(1)
	(114)	撥水剤(ノナン、ノルマルヘプタン等)による中毒、肺障害					(6)						(6)
	(115)	鍍金作業による化学物質性気管支炎					(1)						(1)
	(116)	モルタルによる角結膜アルカリ外傷						(1)					(1)
	(117)	P-ニトルベンゾニトリ及びメタノールの混合物によるメトヘモグロビン血症						(1)					(1)
	(118)	漂白剤の誤飲による中毒					(1)	(2)					(3)
	(119)	保剤(フッ化アルチル樹脂、アルコキシシラン、アルコキシシロキサン)による吸引性肺炎							(2)				(2)
	(120)	ATFオイルによる接触性皮膚炎							(1)				(1)
	(121)	ゴミ、粉じんによる気管支喘息								(3)			(3)
	(122)	塩マッサージによる接触性皮膚炎								(1)			(1)
	(123)	塩化物ガスによる咽頭喉頭炎、中毒								(1)			(1)
	(124)	石灰の水溶液による化学熱傷								(1)		(3)	(4)
	(125)	種々の化学物質の混合物による鼻中隔穿孔、歯根肉芽腫									(1)		(1)
	(126)	塩化ビニールによる接触性皮膚炎									(2)		(2)
	(127)	防錆油による接触性皮膚炎									(1)		(1)
	(128)	研磨液による接触性皮膚炎									(1)		(1)
	(129)	その他	(1)	(3)	(7)	(5)	(5)	(2)	(2)		(1)	(4)	(118)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	1978～ 合計
大	小												
六	5	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	62	21	54	39	56	71	48	33	11	22	1,561
	1	海外出張等	9	4	14	6	10	4	8	4	5	7	460
	(1)	ウイルス肝炎	(3)	(2)	(2)	(3)	(3)	(1)					(212)
	(2)	パラチフス、腸チフス、マラリア	(3)	(1)	(5)	(1)	(4)		(3)	(2)	(2)	(6)	(109)
	(3)	赤痢	(2)		(3)	(1)			(1)		(2)	(1)	(75)
	(4)	コレラ			(2)								(10)
	(5)	その他	(1)	(1)	(2)	(1)	(3)	(3)	(4)	(2)	(1)		(54)
	2	給食等	23	0	5	3	1	13	3	9	4	7	683
	(1)	食中毒	(23)		(5)	(3)	(1)	(13)	(3)	(9)	(4)	(7)	(683)
	(2)	赤痢											0
	3	その他	30	17	35	30	45	54	37	20	2	8	418
	(1)	風疹、麻疹	(2)										(50)
	(2)	水痘症	(1)	(1)	(1)		(1)						(9)
	(3)	ウイルス肝炎		(1)			(1)						(10)
	(4)	疥癬	(16)	(12)	(23)	(23)	(40)	(39)	(27)	(13)		(1)	(236)
	(5)	その他	(11)	(3)	(11)	(7)	(3)	(15)	(10)	(7)	(2)	(7)	(113)
九		その他業務に起因することの明らかな疾病	532	433	427	461	565	664	2	2	1	0	5,033
	1	化学物質によらない皮膚炎		1									4
	2	大声を出したことによる声帯ポリープ、急性声帯炎等	1	2	1	1	1	1	1		1		22
	3	著しい疲労による網膜剥離											1
	4	恐怖による流産											1
	5	死亡災害発生のショックによる不安神経症											1
	6	精神的、肉体的疲労による十二指腸潰瘍、眩暈症、眼精疲労等					2	1		2			6
	7	父親が砂に埋まり、救助作業中の過換気症候群、熱疲労											1
	8	給食配達中の過換気症候群											1
	9	抗マラリア剤服用による薬剤性肝障害											1
	10	下肢静脈瘤		1									2
		精神障害(2010年度以降第九号へ移行)	100	108	130	127	205	268					1,069
		じん肺症に合併した肺がん(2003年度以降第五号へ移行)	113										626
		過重負荷による脳血管疾患(2010年度以降第八号へ移行)	202	193	174	210	225	263					2,032
		過重負荷による虚血性心疾患(2010年度以降第八号へ移行)	115	121	120	120	130	129					1,186
	11	その他	1	7	2	3	2	2	1				80

注) 合計には1978～2001年度分も含まれている。

1978～2007年度分は2009年3月24日第1回労働基準法施行規則第35条専門検討会、2008～2011年度分は2013年6月4日第1回労働基準法施行規則第35条専門検討会に提出された「労働基準法施行規則別表第1の2の各号の「その他に包括される疾病」における労災補償状況調査結果」により、「合計」は以上を実際に合計したもの(後者に記載された1978～2011年度「総計」の数値とは異なるものがある)。

良性石綿胸水とびまん性胸膜肥厚は後者に含まれていないため、2008・2009年度分の数字は空欄にしてある。

労働基準行政関係通達等

2012年度

2012. 4. 2 基発0402第37号「『今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について』等の一部改正について」☆
2012. 4. 2 基政発0402第5号「『今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について』等の一部改正について」☆
2012. 4. 2 基発0402第48号「労働基準局の組織の変更について」☆
2012. 4. 2 基発0402第50号「『司法警察職員捜査書類基本書式例』の一部改正について」★
2013. 4. 3 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成24年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施に係る留意事項について」★
2012. 4. 6 基発0406第1号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律について」☆
2012. 4. 6 基労発0406第1号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律による労働者災害補償保険法の改正の趣旨について」◎
2012. 4. 6 基発0406第3号「労災精神障害専門調査員の配置について」◎
2012. 4. 6 基労補発0406第1号「労災精神障害専門調査員を活用した相談業務の推進について」★
2012. 4. 6 基発0406第4号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」◎
2012. 4. 6 基発0406第5号「労災療養援護金支給要綱の一部改正について」◎
2012. 4. 6 基総発0406第1号「平成24年度業務運営に係る重点化ガイドラインについて」★
2012. 4. 6 基監発0406第1号「旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等の指導について」☆
2012. 4. 6 基監発0406第2号「旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の新規許可事業者に対する許可取得時等における労働基準法等の説明について」☆
2012. 4. 6 基監発0406第3号「『自動車運転者時間管理等指導員の活用について』の一部改正について」★
2012. 4. 9 建設安全対策室長事務連絡「足場等の安全点検の確実な実施について」※
2012. 4. 10 基発0410第3号・雇発0410第10号「女性労働基準規則の一部を改正する省令の施行について」※
2012. 4. 12 職業病認定対策室長事務連絡「石綿による疾病の認定基準等の誤記等の訂正について」★
2012. 4. 13 基発0416第1～3号「平成24年度中央監察の実施について」★
2012. 4. 13 基安安発0413第1号「日本工業規格『JIS D6028 産業車両-電気に関する要求事項』の制定及び『JIS D6023 フォークリフトトラック-ブレーキ性能及び試験方法』の改正について(公示)」☆
2012. 4. 20 基労補発0420第1号「精神障害の労災認定のパフレットの送付等について」★
2012. 4. 23 基安安発0423第1・2号「東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について」☆
2012. 4. 24 基安労発0424第1号「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の円滑な施行等について」★
2012. 4. 26 基安労発0426第1号「第7次粉じん障害防止総合対策の評価について」★
2012. 5. 9 基発0509第7号「特定健康診査等の実施

2012年度 労働基準行政関係通達

- に関する再協力依頼について」※
2012. 5. 9 基発0509第9・10号「『建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』の制定について」※
2012. 5. 11 基発0511第3号「石綿含有製品に係る海外の規制状況等について(調査等依頼)」★
2012. 5. 11 基監発0511第1号「高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する合同監督・監査の実施について」★
2012. 5. 17 基発0517第2号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」◎※
2012. 5. 18 基発0518第2・3号「平成24年度外国人労働者問題啓発月間実施に対する協力依頼について」☆
2012. 5. 18 基監発0518第1号「平成24年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施に当たって留意すべき事項について」☆
2012. 5. 18 基監発0518第2号「時間外労働協定の適正化に係る指導の徹底について」★
2012. 5. 18 基安発0518第1・2号「平成24年度の職場での熱中症予防対策の重点的な実施について」◎※
2012. 5. 21 認定対策室長補佐事務連絡「東日本大震災に関連する脳・心臓疾患事案の把握について」★
2012. 5. 21 基安発0521第1・2号「印刷業における化学物質による健康障害防止対策について」※
2012. 5. 22 基労補発0522第1号「石綿確定診断事業について」★
2012. 5. 29 基安労発0529第1号「『デジタル式個人線量計のテスト結果』の商品テスト結果について(情報提供)」☆
2012. 6. 1 基安安発0601第1号「工業標準『土工機械-遠隔操縦の安全要求事項』の制定について(公示)」◎※
2012. 6. 1 基安労発0601第1号「酸素欠乏症等の労働災発生状況について」◎※
2012. 6. 6 基発0606第1・2号「今夏の電力需給対策を受けた事務所の室内温度等の取扱いについて」◎※
2012. 6. 6 基安安発0606第2号「乾燥設備に係る労働安全衛生規則第294条第4号の適用について」◎※
2012. 6. 11 基発0611第1・2号「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の改正について」◎
2012. 6. 12 基発0612第2号「印刷業に対する有機溶剤中毒規則等の順守状況等に係る立入調査の実施について」◎※
2012. 6. 12 基監発0612第1号・基安化発0612第1号「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等の順守状況等に係る立入調査の実施に当たって留意すべき事項について」★
2012. 6. 15 基発0615第3～6号「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの改正等について」◎※
2012. 6. 15 基発0615第7号「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」※
2012. 6. 18 基監発0618第1号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」☆
2012. 6. 19 基安労発0619第1号「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証の送付等について」★
2012. 6. 20 基発0620第2号「夏期の節電に取り組む労使の皆様を対象とするパンフレットの作成について」★
2012. 6. 20 基発0620第3号「夏期の節電に向けた労使の取組への対応について」★
2012. 6. 20 基労発0620第1号「タール様物質による疾病の業務上外について」★
2012. 6. 25 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成24年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察について」★
2012. 6. 25 認定対策室長補佐事務連絡「労災精神障害専門調査員の業務実績報告について」★
2012. 6. 25 認定対策室長補佐事務連絡「精神障害の処理経過簿における時間外労働時間数等の入力方法について」★
2012. 6. 26 認定対策室職業病認定第一係長事務連絡「『脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿システム』に係る今後の入力の際の注意点について」★
2012. 6. 27 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成24年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施に係る留意事項について」★
2012. 6. 28 労災管理課長補佐事務連絡「休業給付の基礎日額の算定に用いる通算スライド率

早見表の送付について」★

2012. 6. 29 基発0629第3号「有機溶剤中毒予防規則等に基づく発散防止抑制措置特例実施許可等について」◎※
2012. 6. 29 基安発0629第1・2号「東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の強化等について」☆
2012. 6. 29 基労補発0629第1号「『労災診療費算定マニュアル(平成24年版)』の送付について」★
2012. 6. 29 主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2012. 7. 2 基発0702第8号「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に係る特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」◎※
2012. 7. 6 基安労発0706第1号「『心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き』の周知における留意事項について」☆
2012. 7. 12 基労補発0712第2号「『セクシャルハラスメントが原因で精神障害を発症した場合は労災保険の対象になります』(リーフレット)の送付について」★
2012. 7. 17 基労補発0717第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★
2012. 7. 17 認定対策室長事務連絡「厚生労働省の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに『その他に包括される疾病』に係る統計調査について」★
2012. 7. 17 認定対策室長補佐事務連絡「平成23年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」★
2012. 7. 20 基発0720第2号「『高速ツアーバス等の夜間運行における交代運転者の配置基準』の周知等について」☆
2012. 7. 20 基監発0720第1号「『高速ツアーバス等の夜間運行における交代運転者の配置基準の暫定措置』の周知について」★
2012. 7. 20 基監発0720第2号「『自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について』の一部改正について」★
2012. 7. 20 基安安発0720第1号「日本工業規格JIS B8225安全弁一吹出し係数測定方法の改正

について(公示)」◎※

2012. 7. 23 基安発0723第1～3号「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露低減化のための予防的取組みについて」◎※
2012. 7. 23 基労保発0723第1号・基労補発0723第5号「労災レセプト電算処理システムに係る意見等に対する回答について」★
2012. 7. 24 基安発0724第1・2号「東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の徹底について」☆
2012. 7. 24 基安労発0724第1号「指定除染等業務記録保存機関の指定について」★
2012. 7. 24 基労補発0724第1号「第三者行為災害に係る債権の納入督促業務の外部委託について」★
2012. 7. 25 労災管理課長補佐事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定について」★
2012. 7. 27 基発0727第4号「貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について(協力要請)」☆
2012. 7. 31 基発0731第38号「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等の順守徹底のための取組について」※
2012. 7. 31 基監発0731第1号・基安化発0731第3号「印刷業に対する有機溶剤中毒予防規則等の順守徹底のための取組に当たって留意すべき事項について」★
2012. 7. 31 基安化発0731第1・2号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材に係る留意事項について」◎※
2012. 7. 31 基労補発0731第1号「石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組に係る事前調査の実施等について」★
2012. 8. 1 基発0801第8号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行並びにガス溶接作業主任者免許規程の一部を改正する件及び林業架線作業主任者免許規程の一部を改正する件の適用について」◎※
2012. 8. 1 基安発0801第1・2号「平成23年度ばく露実態調査対象物質に係るリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」◎※
2012. 8. 3 基発0803第1～3号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」☆
2012. 8. 3 基安発0803第1号「胆管がん罹患者が多

2012年度 労働基準行政関係通達

- 数発生している事業場にかかる情報提供について」★
2012. 8. 3 基安労発0803第1・2号「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について」◎※
2012. 8. 3 認定対策室長事務連絡「個別事案に係る資料の提供について」（同名の2文書、環境再生保全機構）★
2012. 8. 6 基安安発0806第1・2号「シールドトンネル施工に当たっての留意事項について」★
2012. 8. 6 基安労発0806第1号「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証の送付等について」★
2012. 8. 8 基安化発0808第1号「1,3-ジクロロプロペンのリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」★
2012. 8. 8 基安化発0808第2号「パラ-ジクロロベンゼンのリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」★
2012. 8. 8 基安化発0808第3号「4-ビニル-1-シクロヘキセンのリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」★
2012. 8. 8 基安化発0808第4号「1,3-ジクロロプロペン、パラ-ジクロロベンゼン及び4-ビニル-1-シクロヘキセンのリスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について」★
2012. 8. 10 基発0810第1号「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策について」◎※
2012. 8. 10 基発0810第2号「労働契約法の施行について」◎
2012. 8. 10 基安発0810第1号「発散防止抑制措置特例許可等に関する事務処理等について」☆
2012. 8. 10 基安化発0810第1号「有機溶剤中毒予防規則等に基づく発散防止抑制措置特例実施許可等の運用について」☆
2012. 8. 27 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成24年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施について」★
2012. 8. 28 基発0828第3号「『情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律』の施行及び『司法警察職員捜査書類基本書式例』の一部改正について」★
2012. 8. 28 基政発0828第1号「労働契約法の一部を改正する法律の周知等について」☆
2012. 8. 29 主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2012. 8. 29 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成24年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察について（変更）」★
2012. 8. 30 基労発0830第1号「タール様物質による疾病の業務上外について（回答）」★
2012. 8. 30 基労補発0830第1号「『石綿による疾病の認定基準』の周知等について」★
2012. 8. 31 基労発0831第1号「石綿による健康被害の救済制度に関する周知等の取組（中皮腫死亡者の把握に係る調査の実施）について」★
2012. 8. 31 基総発0831第1号「労働法制の普及等に関する取組について」★
2012. 9. 3 補償課長補佐・職業病認定対策室長補佐事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」★
2012. 9. 4 基安労発0904第1・2号「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底について（続報）」◎※
2012. 9. 6 基安化発0906第2号「印刷事業場における胆管がんの発症に係る調査へのご協力をお願い」☆
2012. 9. 6 基発0906第5号「傷病の状態等に関する届出等に添付する診断書の様式及び特別加入の加入時健康診断の健康診断証明書の様式の一部改正について」◎
2012. 9. 6 基労補発0906第1号「傷病の状態等に関する届出等に添付する診断書の様式及び特別加入の加入時健康診断の健康診断証明書の様式の一部改正に伴う留意事項について」★
2012. 9. 7 基発0907第4号「派遣先事業主に係る第三者行為災害の取扱いについて」☆
2012. 9. 7 基労補発0907第1号「派遣先事業主に係る第三者行為災害の取扱いに関する留意事項について」◎
2012. 9. 7 基安労発0907第1号「受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集（Q&A）について」◎
2012. 9. 7 労災管理課長補佐・補償課長補佐・労働保険徴収課長補佐事務連絡「『昭和51年基発第193号に基づく掘削・発破工の平均賃金の算定について』を踏まえた労災補償行政における対応について」の改正について」★
2012. 9. 10 地発第0910第5号・基発0910第3号「職場のパワーハラスメント推進について」☆

2012. 9. 10 基発0910第4・5号「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言の周知について(協力依頼)」☆
2013. 9. 10 主任中央労災補償監察官事務連絡「平成24年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施等について(変更)」★
2012. 9. 13 基安化発0913第1・2号「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」◎※
2012. 9. 13 基安労発0913第2号「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳交付申請書の送付について」★
2012. 9. 13 基労補発0913第1号「石綿による疾病の労災認定のパンフレットの送付について」★
2012. 9. 14 基安発0914第1号「特定緊急作業従事者等に対するがん検診等に係る医療機関の指定等について」☆
2012. 9. 20 基監発0920第1・2号「東日本大震災の被災地における建設業附属寄宿舍の労働基準関係法令の順守の徹底について」★
2012. 9. 20 基労補発0920第1号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について」★
2012. 9. 21 基発0921第3号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について」★
2012. 9. 21 基安安発0921第1号・基安化発0921第1号「工業標準の確認について」※
2012. 9. 24 基労発0924第1・2号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について(回答)」★
2012. 9. 26 基政発0926第1・2号「労働契約法等活用支援事業の実施に当たっての周知広報活動について」☆
2012. 9. 26 基発0926第8号「労災補償業務関係の相談員等に係る各執務準則の一部改正及び通勤災害調査員に係る運営細目の一部改正について」★
2012. 9. 28 基発0928第2号「『郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令』の施行について(労働基準法施行規則の一部改正)」◎
2012. 9. 28 基発0928第14号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理手引の一部改正について」★
2012. 9. 28 基安発0928第1・2号「労働災害減少に向けた緊急要請について」◎※
2012. 9. 28 基安安発0928第1号「指定外国検査機関の基準等適合証明書が添付された輸入ボイラー等の使用検査等の運用について」◎※
2012. 9. 28 基安安発0928第3号「ASME規格に基づき製造された第一種圧力容器に係る圧力容器構造規格第70条等の適用について」◎※
2012. 9. 28 労災保険業務課長補佐事務連絡「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理手引の一部改正に伴う留意事項について」★
2012. 9. 28 基発0928第17号「年少者の就労に係る労働基準関係法令の周知について」★
2012. 9. 28 基総発0928第2号「厚生労働省文書管理規則に基づく監査結果に関する報告について」★
2012. 9. 28 補償課長補佐事務連絡「休業給付の基礎日額の算定に用いる通算スライド率早見表の送付について」★
2012. 9. 28 基労発0928第1号「『胃がん、食道がん及び結腸がんと放射線被ばくに関する医学的知見について』とこれに基づいた労災補償の考え方について」◎
2012. 10. 1 基発1001第6・7号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令に基づく指定保存交付機関の指定の更新等について」☆
2012. 10. 3 基政発1003第1号・基監発1003第2号・基安計発1003第1号「労働基準行政情報システムにおける監督・安全衛生・賃金業務に従事する非常勤職員の利用範囲拡大に係る改修に当たって留意すべき事項について」★
2012. 10. 3 労災保険業務課長補佐事務連絡「労働基準行政情報システムにおける監督・安全衛生・賃金業務に従事する非常勤職員の利用範囲拡大に係る改修について」★
2012. 10. 5 基発1005第5号「障害者である労働者の労働条件の確保・改善等について」★
2012. 10. 5 基監発1005第1号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う周知等について」★
2012. 10. 9 基発1009第2号「平成24年度労働時間適正化キャンペーンの実施について」☆
2012. 10. 9 基監発1009第1号「平成24年度『労働時間適正化キャンペーン』における労働時間の適正化に向けた取組の要請について」☆

2012年度 労働基準行政関係通達

2012. 10. 9 基監発1009第2号「平成24年度『労働時間適正化キャンペーン』における重点監督の実施について」★
2012. 10. 10 基発1010第2・3号「『労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針』の周知について」◎※
2012. 10. 10 基発1010第4号「外国人労働者に対する技能講習の実施について」◎※
2012. 10. 12 認定対策室長事務連絡「石綿ばく露歴等チェック表の送付について」★
2012. 10. 12 基安化発1012第19号「大阪の印刷工場における疾病災害に関する調査の学会での発表について」☆
2012. 10. 15 基政発1015第1号「労働時間等設定改善推進助成金及び職場意識改善助成金に係る会計実地検査の指摘を踏まえた平成24年度の対応について」★
2012. 10. 17 基発1017第2号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その57)」※
2012. 10. 18 基安化発1018第1・2号「新規化学物質の有害性調査結果の評価及び今後の対応について」★
2012. 10. 19 基安安発1019第1・2号「クレーン及び移動式クレーンの構造部分に用いる鋼材の名称等の変更について」☆
2012. 10. 24 基安安発1024第2・3号「クレーン及び移動式クレーンの構造部分に用いる鋼材について」☆
2012. 10. 25 基監発1025第4号・基安化発1025第1号「印刷業における有機溶剤中毒予防規則等の順守徹底のための監督指導又は個別指導の実施について」★
2012. 10. 25 基安化発第1025第2・3号「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」◎※
2012. 10. 26 基発1026第1号「『労働契約法の施行について』の一部改正について」☆
2012. 10. 26 基発1026第2号「労働基準法施行規則等の一部改正について」◎
2012. 10. 26 基発1026第3号「『技能実習生の労働条件の確保について』の一部改正について」◎
2012. 10. 26 基監発1026第1号「『技能実習生の労働条件の確保について』の対応に当たって留意すべき事項について」☆
2012. 10. 26 基発1026第6号・雇発1026第2号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」◎※
2012. 10. 26 基政発1026第1・2号「労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等の制定についてのお知らせ」☆
2012. 10. 29 基安化発第1029第1号「大阪府の印刷工場における疾病災害に関する調査の学会での発表について」☆
2012. 10. 30 基安発1030第1～3号「東京電力福島第一原子力発電所における被ばく管理の徹底について」★
2012. 10. 31 基監発1031第1号「年少者の就労に係る労働基準関係法令の周知に関する対応について」★
2012. 10. 31 補償課長補佐事務連絡「派遣先事業主に係る第三者行為災害における文書開示の留意点について」★
2012. 10. 31 基安労発1031第1・2号「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の血糖検査として平成25年度以降に糖化ヘモグロビンA1cの検査を行う場合の結果の表記について」◎※
2012. 11. 2 基安化発第1102第1号「改正労働安全衛生法施行令及び改正特定化学物質等障害予防規則の施行における歯科用コバルト合金の適用について(回答)」☆
2012. 11. 2 基安化発第1102第2号「特定化学物質等障害予防規則の施行に係る疑義について」☆
2012. 11. 2 基安化発第1102第3号「改正労働安全衛生法施行令及び改正特定化学物質等障害予防規則の施行に係る疑義照会(コバルト関係)」について」☆
2012. 11. 5 基労補発1105第1号「労働者でない者の業務上の負傷等に係る健康保険と労災保険の適用関係について」◎
2012. 11. 12 基安化発第1112第1・2号「労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出等の手続の簡素化について」◎※
2012. 11. 13 補償課長補佐事務連絡「農業者の特別加入に係るQ&Aの送付について」★
2012. 11. 15 労災管理償課長補佐「『労災保険FAQ』の配付について」★
2012. 11. 19 基安労発1119第1号「受動喫煙防止対

策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について」◎

2012. 11. 20 基安安発1120第1・2号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」☆

2012. 11. 21 基安安発1121第2号「高所作業車構造規格第23条第3号の適用について」◎※

2012. 11. 22 基安安発1122第1・2号「セメント・同製品製造業における労働災害防止対策の徹底について」◎※

2012. 11. 22 基安安発1122第3・4号「飲食店における労働災害防止対策の徹底について」◎※

2012. 11. 22 基安安発1122第5・6号「パン、菓子製造業における労働災害防止対策の徹底について」※

2012. 11. 22 労災管理償課長補佐「平成24年度全国労災補償課長会議の開催について」★

2012. 11. 22 認定対策室長補佐事務連絡「脳・心臓疾患及び精神障害事案の処理迅速化に当たっての問題点等の把握について」(群馬)★

2012. 11. 22 認定対策室長補佐事務連絡「脳・心臓疾患及び精神障害事案の処理迅速化に当たっての問題点等の把握について」(山梨)★

2012. 11. 22 認定対策室長補佐事務連絡「脳・心臓疾患及び精神障害事案の処理迅速化に当たっての問題点等の把握について」(福岡)★

2012. 11. 27 基発1127第3号「夜間・長距離運行の貸切バスにおける交代運転者の配置基準の周知等について」☆

2012. 11. 27 基監発1127第1号「夜間・長距離運行の貸切バスにおける交代運転者の配置基準の周知について」★

2012. 11. 27 基監発1127第2号「『自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について』の一部改正について」★

2012. 11. 27 基監発1127第3号「通信履歴の電磁的記録の保全要請の運用状況の調査について」★

2012. 11. 27 労災管理償課長補佐「労災補償課行政に係る年間執行計画の見直しについて」★

2012. 11. 28 基安労発1128第1号「ノロウイルスによる感染性胃腸炎の予防対策等の周知等について」◎※

2012. 11. 29 補償課長補佐・労災保険業務課長補佐事務連絡「受任者払いの支払振込通知等(被一括事業場に係るもの)を送付する際の留意事項について」★

2012. 11. 30 基発1130第1号「現下の経済情勢を踏まえた労働相談体制の充実等について」☆

2012. 11. 30 基監発1130第1号「障害者である労働者の労働条件の確保・改善に係る留意事項について」★

2012. 11. 30 基安安発1130第1・2号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」☆

2012. 11. 30 基安労発1130第3号「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳の交付について」★

2012. 12. 3 基発1203第1号「『インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具』の適用について」◎※

2012. 12. 5 基安安発1205第1号「工業規格『A8340-2 土工機械-安全-第2部:ブルドーザの要求事項』外2件の改正について(公示)」☆

2012. 12. 5 基安化発第1205第1号「石綿等が使用されている建築物等の解体等の事業場等の把握の促進について」★

2012. 12. 7 認定対策室長補佐事務連絡「『業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)』について」★

2012. 12. 11 基発1211第1～4号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」◎※

2012. 12. 11 基安化発第1211第1・2号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」◎※

2012. 12. 11 基安労発1211第1号「『じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真及びCR写真の取扱い等について』の一部改正について」◎※

2012. 12. 11 基安労発1211第3号「外部専門機関整備・育成等事業について」☆

2012. 12. 12 基発1212第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」◎

2013. 12. 12 主任中央労災補償監察官事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★

2012. 12. 12 基労発1212第1号「環境濃度推計のためのデータ提供依頼について」★

2012. 12. 14 基監発1214第1号「東日本大震災に伴う解雇・雇止め等に対する対応の実施状況に係る本省報告の廃止について」★

2012年度 労働基準行政関係通達

2012. 12. 20 基発1220第4号「『労働基準法関係解釈例規について』の一部改正について」☆
2012. 12. 20 基監発1220第1号「都道府県労働局における労働基準行政と雇用均等行政との連携に当たって留意すべき事項について」★
2012. 12. 21 基安安発1221第1・2号「水産食料品製造業における労働災害防止対策の徹底について」◎
2012. 12. 25 基監発1225第1・2号「『労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する規範に基づく処理要領について』の一部改正について」★
2012. 12. 26 基安労発1226第1号「除染電離則・ガイドラインに関する過去に寄せられた質問及びそれに対する回答について」◎※
2012. 12. 27 基監発1227第1号「『介護事業に係る都道府県に対する情報提供について』の一部改正について」★
2012. 12. 28 基発1228第2号「労働安全衛生法施行規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する告示の適用について」◎※
2012. 12. 28 基安発1228第1号「有害物ばく露作業報告対象物質（平成25年対象・平成26年報告）について」☆
2012. 12. 28 基安発1228第2号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」◎※
2013. 1. 7 基安化発第0107第1・2号「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」◎※
2013. 1. 9 基労発0109第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への健康管理手帳及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について」★
2013. 1. 10 労災管理課長補佐事務連絡「経過的特別支給金に係る広報について（依頼）」★
2013. 1. 15 労災管理課長補佐事務連絡「労災保険給付等の支払事務の都道府県労働局への集中化について」★
2013. 1. 16 基発0116第5号「労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令の施行及びボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示の適用等について」◎
2013. 1. 18 基労発0118第1号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について（回答）」★
2013. 1. 21 基発0121第5号「『『有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成金の円滑な活用に向けて～』について』（通知）の発出について（伺い）」☆
2013. 1. 23 基発0123第1号「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について」※
2013. 1. 28 労災管理課長補佐事務連絡「休業給付の基礎日額の算定に用いる通算スライド率早見表の送付について」☆
2013. 1. 30 基発0130第34号「『地域産業保健事業委託要綱』の改正について」☆
2013. 1. 30 基労補発0130第1号「技能実習生の死亡災害に関する労災保険給付の請求勧奨等について」★
2013. 1. 31 基発0131第8号・基安化発0131第1号「石綿ばく露防止対策の推進について（一部改正）」★
2013. 1. 31 基安安発0131第1号「労働災害発生状況に関するヒアリングの実施に枠組みについて」★
2013. 1. 31 基安安発0131第2～9号「労働災害発生状況に関するヒアリングの実施について」★
2013. 2. 4 基発0204第1号「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について（通知）」◎
2013. 2. 4 基安労発0204第2号「産業保健事業の総合調整のための協議会の運営について」☆
2013. 2. 5 基安労発0205第1号「地域産業保健事業の運営について」☆
2013. 2. 6 基発0206第2号「平成24年度中央労働基準観察結果の概要について」★
2013. 2. 6 基安安発0206第2号「厚生労働大臣登録の検査業者に対する要請について」★
2013. 2. 7 労災管理課長事務連絡「『労災かくし』の排除を呼び掛けるポスターの配布について」★
2013. 2. 8 基発0208第3～5号「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」☆
2013. 2. 8 基安安発0208第1・2号「乾燥設備における労働安全衛生規則第294条第4号の適用について」☆
2013. 2. 13 基発0213第1「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2013. 2. 13 基安発0213第1号「安全衛生業務の推進

について」★

2013. 2. 18 基発0218第4号「国有林野事業職員に係る健康管理手帳の取扱いについて」◎

2013. 2. 19 基発0219第2・3号「第8次粉じん障害防止総合対策の推進について」◎※

2013. 2. 19 基監発0219第1号・基安発0219第1号「第8次粉じん障害防止総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」★

2013. 2. 20 基安安発0220第1号「工業標準履带式建設リサイクル機械-安全-第2部:ドラム式カッタ搭載自走式木材破砕機の要求事項外7件の制定及び日本工業規格B8821クレーン鋼構造部分の計算基準外1件の改正について」☆

2013. 2. 20 基労発0220第1号「環境濃度の推計について(依頼)」★

2013. 2. 21 基安発0221第1号「新たな避難指示区域における復旧に向けた取組について(改訂)」☆

2013. 2. 21 基安発0221第2号「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の予防対策等の周知について」☆

2013. 2. 22 基監発0222第1号「『業務上疾病にかかった労働者の賃金額が不明である場合の平均賃金の算定において離職時の標準賃金報酬月額が明らかである場合の取扱いについて』の一部改正について」☆

2013. 2. 22 基監発0222第2号「平均賃金の算定に係る労働者の賃金額の十分な調査の実施について」☆

2013. 2. 22 基安安発0222第1・2号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」☆

2013. 2. 25 発基安0225第1号「第12次労働災害防止計画の策定について」◎※

2013. 2. 25 基発0225第4号「第12次労働災害防止計画の推進について」◎※

2013. 2. 25 認定対策室職業病認定業務第一係長事務連絡「『脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿システム』に係る入力 of 徹底について」★

2013. 2. 26 基労発0226第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★

2013. 3. 1 基発0301第1号「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入の取扱いについて」◎

2013. 3. 1 基労管発0301第3号・基労補発0301第3号

「自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業に係る特別加入の取扱いの留意点について」◎

2013. 3. 1 基労補発0301第1号「『東日本大震災に係る労災補償関係通達・事務連絡集』の送付について」★

2013. 3. 1 基労管0301第2号・基労補発0301第2号「東日本大震災による災害により行方不明となった者の死亡の推定があった場合の時効の取扱いについて」☆

2013. 3. 1 基労補発0301第5号「労災診療費に係る課税・非課税医療機関の確認方法の一部変更について」★

2013. 3. 1 補償課長補佐事務連絡「診療費受付データ審査前入力時の注意点について」★

2013. 3. 5 基発0305第1号「特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令等の施行等について」※

2013. 3. 7 基安化発第0307第2・3号「石棉含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」※

2013. 3. 7 基発0307第3号「アフターケア通院費支給要綱の一部改正について」☆

2013. 3. 7 労災管理課長補佐事務連絡「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部改正について」★

2013. 3. 8 基発0308第1号「労働時間等に関する調査的監督について」★

2013. 3. 11 基発0311第1号「保険業法等の一部を改正する法律の施行に伴う認可特定保険業者の保険募集について」★

2013. 3. 12 基発0312第3号「労働基準監督官実地訓練実施要綱の改定について」★

2013. 3. 14 基発0314第1・2号「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」※

2013. 3. 14 基安化発0314第1号「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の周知に当たって留意すべき事項について」※

2013. 3. 14 基発0314第5号・雇児発0314第15号「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」※

2013. 3. 14 基安発0723第1～3号「印刷業等の洗浄作業における有機塩素系洗浄剤のばく露

2012年度 労働基準行政関係通達

- 低減化のための予防的取組みについて（廃止）」※
2013. 3. 14 基労発0314第1号「校正印刷業務従事者に発症した胆管がんの業務上外の認定について」★
2013. 3. 14 基労補発0314第1号「ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンの長期間の高濃度ばく露を受ける業務に従事したことにより発症した労働者の胆管がんに係る時効等について（通知）」◎
2013. 3. 14 基発0314第4号「作業環境測定法に規定する登録講習機関の講習及び研修の講師の要件等について」☆
2013. 3. 15 認定対策室長補佐事務連絡「平成24年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び『石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況』に関する統計情報の精査作業について」★
2013. 3. 18 基発0318第1～3号「第12次労働災害防止計画の推進について」☆
2013. 3. 18 基安発0318第1・2号「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」☆
2013. 3. 18 基安安発0318第3・4号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」☆
2013. 3. 19 基発0319第1号「平成25年度中央労災補償業務監察及び平成25年度中央労働保険適用徴収業務監察について」★
2013. 3. 22 基発0322第2号「『労働基準局の内部組織に関する規則』の一部改正について」★
2013. 3. 25 基発0325第1・2号「『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』の策定について」◎
2013. 3. 25 基監発0325第1号・基安安発0325第1号・基安労発0325第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業における労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」★
2013. 3. 26 基発0326第5号「労働安全衛生法の規定による免許の取消しの申請に関する事務の実施について」※
2013. 3. 26 労災管理課長補佐事務連絡「休業給付の基礎日額の算定に用いる通算スライド率早見表の送付について」★
2013. 3. 27 認定対策室長補佐事務連絡「脳・心臓疾患及び精神障害に係る処理経過簿の掲載並びに審査請求等による原処分取消事案に係る報告について（依頼）」★
2013. 3. 28 基発0328第6号「労働基準法施行規則等の一部改正に伴う関係通達の整備について」◎※
2013. 3. 28 基監発0328第2号「労働基準法施行規則等の一部改正に伴う関係通達の整備について」★
2013. 3. 29 基労発0329第1号「平成25年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」★
2013. 3. 29 基発0329第3号「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」★
2013. 3. 29 基発0329第7号「労働保険事務組合事務処理手引の改正について」★
2013. 3. 29 基発0329第10号「徴収関係事務取扱手引1（徴収・収納）の改正について」★
2013. 3. 29 基発0329第11号「第三者行為災害における控除期間の見直しについて」◎
2013. 3. 29 基発0329第12号「『労災就学援護費の支給について』及び『労災就労保育援護制度の新設等について』の一部改正について」◎
2013. 3. 29 基発0329第14号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
2013. 3. 29 基監発0329第2号「『時間外・休日労働協定の本社一括届出に係る取扱いについて』の一部改正について」☆
2013. 3. 29 基監発0329第2号「『就業規則の本社一括届出に係る取扱いについて』の一部改正について」☆
2013. 3. 29 基安化発0329第1号「インジウム化合物並びにコバルト及びその無機化合物の取扱いについて」☆
2013. 3. 29 基労発0329第2号「労災業務OJTマニュアルの一部改定について」★
2013. 3. 29 基労管発0329第1号・基労補発0329第2号「療養及び休業補償給付の支給決定等の通知方法の変更について」★
- ★ 開示請求により入手したもの
 ☆ 「行政サービス」として提供を受け入手したもの
 ※ （財）安全衛生情報センター「法令・通達」→「通達一覧」に掲載されているもの（<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/tsutatsu.html>）
 ◎ 厚生労働省ホームページ「法令等データシステム」「報道発表資料」「トピックス」等に掲載されているもの（<http://www.mhlw.go.jp/>）

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 胆管がん事件から対策へ

胆管がん事件は、2012年5月の報道から10か月で、厚生労働省が、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンとの因果関係を認めるとともに、未規制であった前者を特定化学物質障害予防規則等によって規制する方針を確立するに至った。

主体の側としては、被害者の友人らが独自に一定の調査を進めていたことに加えて、関西労働者安全センターが尼崎のアスベスト公害事件を教訓に、信頼できる研究者に独立的な疫学調査の実施を依頼して、科学的な因果関係の解明に先手を打っていったことが大きかったと考える。被害者・家族たちがいま会を結成して、経営者と直接話し合いを開始していることも、クボタ事件と重なってみえる。現場の事実の重みと被害者が声を上げることの重要性を、あらためて教えてくれた。

労災補償に関しては、SANYO-CYP社の全事例と名古屋労災職業病研究会が支援したジクロロメタン単独曝露の事例を含めた3件が業務上認定された段階で、今後の状況を引き続き注視しなければならない。

時効による切り捨てをさせなかったことは成果であるが、因果関係の確認時からの時効進行にとどまらず、少なくとも職業がん等については時効そのものを適用させないという議論に進めていきたい。

予防対策に関しては、問題が明らかになった化学物質を迅速に特別規則等による規制対象とすることに加えて、危険有害性情報が確立されていなくても予防及び早期発見ができる体制の確立

が課題として浮き彫りになった。

厚生労働省は、2006年の労働安全衛生法改正で導入されたリスクアセスメントとその結果に基づく措置（第28条の2）に加えて、第22条の一般的健康障害防止措置を根拠とした労働安全衛生規則第576条（有害原因の除去）、第577条（ガス等の発散の抑制等）等に基づいた指導を打ち出した。

また、情報のないものは、使用するのには望ましくなく、やむを得ず使用させる場合は危険有害性が高いとみなして措置を講ずる、とも指示した。これは、従来にはない踏み込んだ指示として歓迎するが、このような指示の根拠として使える法令上の規定がないこともまた事実である。

労働政策審議会の安全衛生分科会で、「胆管がん事件等を契機とする化学物質管理のあり方」―特別規則の対象でない化学物質に対する対策の検討をはじめることが決まり、専門検討会が設置された。上記の根拠となる規定を含めて、優先順位付けされたリスク管理―講ずべき措置の原則を労働安全衛生規則に明記すること、現在努力義務とされているリスクアセスメントとその結果に基づく措置（法第28条の2）を、一定の対象について義務化する可能性や、危険有害性情報伝達を促進する措置等について、議論が開始されている。

胆管がん事件を契機に具体的にこのような法令の改正が行われたと言える、可能な限り実効性の高い具体的対策を実現させていきたい。

2. リスクアセスメント・OSH-MS

化学物質対策に限らず、すべての職場に適用

される使用者の包括的義務という点では、リスクアセスメントとその結果に基づく措置や労働安全衛生マネジメントシステム（OSH-MS）が一層重要になってくることは間違いない。

2013年6月に19年ぶりに改訂された腰痛予防対策指針は、伝統的な3管理（作業管理・作業環境管理・健康管理）1教育（労働安全衛生教育）に、リスクアセスメントとOSH-MSが付け加えられたものになった。従来どおりの労働安全衛生アプローチに、事業者の自主的取り組みとしてのリスクアセスメント・OSH-MSを上乗せするという厚生労働省の考え方がそのまま反映されている。

そうではなく労働安全衛生アプローチを根本的に転換するものとして、リスクアセスメント・OSH-MSの普及促進を図っていきたいと考える。合理的に実行可能な限り優先順位の高い（リスクをより根本から除去する）対策を講ずること、対策を定期的に見直して継続的な改善を図ること（サイクルではなくスパイラルアップ）、労働者の参加を確保すること、等はいずれ使用者の安全健康配慮義務の実質をなしていくであろうし、それを促進させていきたい。本来は法本体に組み込まれるべき内容が、努力義務と指針（通達）にとどまっているのが現状である。

国際標準化機構（ISO）でOSH-MS規格を策定するという議論が再燃し、技術委員会が設定されることとなった（ISO/PC283）。前回1990年代にそれが議論になったときには、世界の労働組合運動を中心に、内容以前の問題として、労働者の代表が参加していない場で議論されるべきではないという批判があり、結果的に国際労働機関（ILO）による2001年の労働安全衛生マネジメントシステム指針の策定につながった（1996年12月号等参照）。

今回はそのような動きがみられず、作業が進められそうであるが、リスクアセスメント・OSH-MS等に対する働く者の立場からの見方、活用の仕方が問われざるを得ないだろう。

3. アスベスト―裁判・基本法

2011年＝石綿健康被害救済法施行後5年の見直し後、石綿対策全国連絡会議では、救済給付の

請求期限が延長されたこの時期にこそ、アスベストのない社会の実現に向けたアスベスト対策基本法制定の重要性を訴えている。

メディア等の関心は裁判主体で推移してきているが、2013年2月12日大阪高裁、6月18日東京高裁とアスベスト肺がん労災認定基準の厚生労働省による改悪を断罪する判決が続き、7月12日には近鉄高架下文具店事件についてアスベスト裁判で初の最高裁判所の判決が下された。泉南アスベスト国賠訴訟第二陣の大阪高裁判決が年内にも予定され、首都圏建設アスベスト訴訟が東京高裁で争われわっている。すべてのアスベスト訴訟の勝利をめざして、各原告・弁護団らと連携を強化していきたい。全国安全センターとしては、この間、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の地方での組織づくりへの協力も重視している。

環境省が大気汚染防止法を改正したが、厚生労働省が石綿障害予防規則を改正するかどうかは不明で、相変わらず縦割り行政が続いている。アスベスト対策も前述の労働安全衛生対策の基本原則によるべきであること、また、アスベスト対策基本法制定につなげていくことが基本である。

4. ハラスメント等―提言から対策へ

判断指針策定から14年ぶり、2011年12月26日付けで「心理的負荷による精神障害の認定基準」が策定されたことを受けて、全国安全センターとしてはこの課題で初めて、2012年2月に11か所の地域センターが参加して2日間の「全国一斉メンタル労災いじめ電話相談」を実施した。

2012年3月15日には、厚生労働省の円卓会議が「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を、また、全国安全センター・メンタルヘルスハラスメント対策局がいじめメンタルヘルス労働者支援センター（IMC）とともに、「カウンターレポート」を発表した。すでに厚生労働省にとっても、私たちが、問題だけでなくどのような対応がとられているかも含めた現場の実態と、現場の実態を踏まえた提言を提供できるリソースになっていることは間違いない。

メンタルヘルスハラスメント対策局とIMCはこの

間、事例検討や講演・学習会、厚生労働省担当者との意見交換や国際会議への代表派遣等々、多彩な取り組みを展開している。「提言」から、ガイドラインなり手引きなりの具体的対策に一日も早くつなげることが当面の目標の柱のひとつである。

5. 原発被ばく労働―相談・研究も

原発労働者に発症したがんの労災認定にもっとも経験のある団体という立場から、関心をもつ諸団体と協力しながら、福島第一原発事故にともなう放射線被ばく労働問題について、関係省庁との交渉を継続して10回を数えるに至っている。

2012年4月に設立された被ばく労働問題を考えるネットワークに、関心をもつ地域センターを中心に協力し、2013年7月6日には「立ちあがった除染労働者 除染作業と除染労働の実態を問う7.6集会」が東京で開催されている。

全国安全センター内部では原子力関連労働者支援局として、現地での健康相談への着手を含めた相談対応や、内部の勉強・資料検討等を開始している。

6. 厚労省・基金交渉等毎年継続

①総会、②厚生労働省交渉、③全国一斉ホットラインが、ほぼ確立された全国安全センター独自の例年の行動である。昨年度は、厚生労働省交渉は2013年2月19日に実施したほか、ハラスメントや原発被ばく労働問題で別途交渉等を重ねている。全国一斉ホットラインは実施しなかった。また、新たに地方公務員災害補償基金本部との交渉を、2011年8月3日、2012年8月1日に行っている。

7. アジア石綿禁止へ正念場

労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク(ANROAV)が労災・公害被害者の権利のためのアジア・ネットワーク(ANROEV)に改称され、アメリカ・ヨーロッパの労働安全衛生ネットワークと相互乗り入れが進む一方で、アジア・アスベスト禁止ネット

ワーク(A-BAN)が急速に発展して国際的にも大きな役割を果たすようになっている。

ANROEVは、2013年5月にタイ・バンコクで開催され、次回は2015年の予定。

A-BANは独自の会議としてはじめて2012年11月にタイ・バンコクで開催され、2013年11月にはバンラデシュ・ダッカで開催の予定。2012年8月ロシア・ボルゴグラードでのワークショップ、10月フランス・パリでのアスベスト被害者国際デー、2013年5月のロッテルダム条約第6回締約国会議、7月ラオス・ビエンチャンでのワークショップ等が続いているが、ここ数年のアジアにおける動きが世界のアスベスト禁止の帰趨を決定するものと確信している。

2012年3月に続き2013年6月には日本から20名以上参加して第2回日韓アスベスト被害者・家族の交流が行われ、7月にはソウルの国会内で日韓職業がんシンポジウムが開催されるなど、韓国との交流も発展している。

また、2012年6月にオランダ・コペンハーゲンで開催された第8回職場のいじめ・ハラスメントに関する国際会議に、はじめて代表を送った。

8. 活動・専従体制、財政の強化

2010年7月から全国安全センターの専従スタッフを1名増員して、これまで以上に内外各地に出かけていけるよう努力している。

これも懸案であった全国安全センターのホームページについても、リニューアルしたところである。

『安全センター情報』は、財政基盤であるとともに、全国安全センター及び他団体と協力した取り組みの最大の財産であり、継続発刊とともに質の維持・向上を図る。

全国安全センターだけでなく、課題別―アスベスト(石綿対策全国連)、いじめ・メンタルヘルス、原発被ばく労働でも、メーリングリストが運営されており、登録ご希望の方はぜひご連絡いただきたい。

一方で、財政的裏付けは引き続き確保できていない状況ではないので、短期的には寄付金への依存はやむを得ないものの、可能な限り早期に会費の増加等による財政の確立に努めていきたい。

2012年度収支決算案

2012年4月1日から2013年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
地域C会費	1,614,000	1,529,000	85,000	2,000,000	▲ 386,000
賛 助 会 費	3,580,000	4,360,000	▲ 780,000	4,500,000	▲ 920,000
購 読 会 費	406,200	396,200	10,000	700,000	▲ 293,800
寄付金収入	6,005,000	7,509,580	▲ 1,504,580	7,000,000	▲ 995,000
資料頒布費	33,400	32,450	950	100,000	▲ 66,600
雑 収 入	562,099	412,567	149,532	800,000	▲ 237,901
前期繰越金	5,748,972	4,291,473	1,457,499	5,748,972	0
合 計	17,949,671	18,531,270	▲ 581,599	20,848,972	▲ 2,899,301

2) 支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
人 件 費	7,175,293	7,372,138	▲ 196,845	7,400,000	▲ 224,707
活 動 費	2,605,093	1,586,637	1,018,456	2,000,000	605,093
印 刷 費	2,501,463	2,615,931	▲ 114,468	2,800,000	▲ 298,537
通信運搬費	686,503	757,842	▲ 71,339	800,000	▲ 113,497
什器備品費	275,490	107,665	167,825	700,000	▲ 424,510
図書資料費	25,410	31,369	▲ 5,959	100,000	▲ 74,590
消 耗 品 費	46,561	72,266	▲ 25,705	200,000	▲ 153,439
会 議 費	0	150,000	▲ 150,000	500,000	▲ 500,000
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑 費	75,070	88,450	▲ 13,380	200,000	▲ 124,930
予 備 費	0	0	0	6,048,972	▲ 6,048,972
小 計	13,390,883	12,782,298	608,585	20,848,972	▲ 7,458,089
次期繰越金	4,558,788	5,748,972	▲ 1,190,184		
合 計	17,949,671	18,531,270	▲ 581,599		

貸借対照表(2013年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
現金	129,598	156,239
預金		
普通預金(東京労働金庫)	4,194,283	4,486,041
普通預金(富士銀行)	90,637	71,422
郵便振替	144,270	1,035,270
資産合計	4,558,788	5,748,972

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額	前年度末現在金額
借入金	0	0
未払金	0	0
負債合計	0	0
次期繰越金	4,558,788	5,748,972
正味財産合計	4,558,788	5,748,972
負債及び正味財産合計	4,558,788	5,748,972

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病センター)を母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全・健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場にたった調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽にご相談、お問い合わせください。

「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル:0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。

「情報公開推進局ウェブサイト: <http://www.joshrc.org/~open/>」

では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読会費(年間購読料):10,000円(年度単位(4月から翌年3月)、複数部数割引あり)

●読者になっていただけたら個人・団体をご紹介下さい。見本誌をお届けします。

○中央労働金庫亀戸支店「(普)7535803」

郵便払込口座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

PHONE(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

安全
センター
情報

セン

2013年度収支予算案

2013年4月1日から2014年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,614,000	386,000	2,000,000	0
賛助会費	4,500,000	3,580,000	920,000	4,500,000	0
購読会費	700,000	406,200	293,800	700,000	0
寄付金収入	7,000,000	6,005,000	995,000	7,000,000	0
資料頒布費	100,000	33,400	66,600	100,000	0
雑収入	800,000	562,099	237,901	800,000	0
前期繰越金	4,558,788	5,748,972	▲ 1,190,184	5,748,972	▲ 1,190,184
合計	19,658,788	17,949,671	1,709,117	20,848,972	▲ 1,190,184

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	7,400,000	7,175,293	224,707	7,400,000	200,000
活動費	2,000,000	2,605,093	▲ 605,093	2,000,000	0
印刷費	2,800,000	2,501,463	298,537	2,800,000	0
通信運搬費	800,000	686,503	113,497	800,000	0
什器備品費	700,000	275,490	424,510	700,000	0
図書資料費	100,000	25,410	74,590	100,000	0
消耗品費	200,000	46,561	153,439	200,000	0
会議費	500,000	0	500,000	500,000	0
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	200,000	75,070	124,930	200,000	0
予備費	4,858,788	0	4,858,788	6,048,972	▲ 1,190,184
合計	19,658,788	13,390,883	6,267,905	20,848,972	▲ 1,190,184

2013年度役員体制案

議 長	平 野 敏 夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
副 議 長	浜 田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	中 地 重 晴	(熊本学園大学教授、関西労働者安全センター事務局次長)
運 営 委 員	西 田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
	西 山 和 宏	(ひょうご労働安全衛生センター事務局長)
事 務 局 長	古 谷 杉 郎	(専従、神奈川労災職業病センター出向)
事務局次長	澤 田 慎一郎	(専従)
	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会 計 監 査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
顧 問	五 島 正 規	(元衆議院議員)
	天 明 佳 臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)

全国安全センターウェブサイト

<http://joshrc.info/>

全国安全センター・ブログ

<http://ameblo.jp/joshrc/>

安全センター情報目次

2012年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会/脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定/振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン/アスベスト規制法/外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談：将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会/改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト/虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書 92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集：職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災/騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験/企業のアアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害/アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか①PL法
- 11月号 職場が変わるか②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況
- 7月号 産業保健のあり方
- 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
- 8月増刊号 韓国の過労死
- 8・9月号 総特集:第2回日韓共同セミナー
- 10月号 行政手続法と労働基準行政
- 11月号 改正労災保険法
- 12月号 頸肩腕症候群予防対策
- 1・2月号 アジアの産業災害
- 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

- 4月号 国際規格化と労働安全衛生
- 5月号 介護補償給付の創設
- 6月号 行政機関との交渉報告
- 7月号 指曲がり症の不服審査
- 8月号 「労働者」の判断基準
- 9月号 全国安全センター第7回総会議案
- 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
- 11月号 改正労働安全衛生法
- 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
- 1・2月号 VDT労働ホットライン/電磁波
- 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
- 3月号 時効問題/上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

- 4月号 改正健康保持増進指針
- 5月号 じん肺をめぐる課題
- 6月号 化学物質管理の新たな動向
- 7月号 石綿じん肺訴訟/過労死審査会裁決
- 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
- 9月号 労基法施行50周年と労働行政
- 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
- 11月号 人間工学からみた交通事故対策
- 12月号 職場のストレス対策
- 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
- 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 過労自殺の労災認定
- 6月号 POSITIVEセミナー
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
- 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
- 9月号 第7回田尻賞表彰式
- 10月号 働く女性の健康が危ない
- 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動

- 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
- 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
- 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの労働省交渉
- 5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露
- 6月号 働く女性の健康と権利
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
- 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
- 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
- 10月号 被災者のための医療機関—アジア
- 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
- 11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
- 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
- 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
- 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

- 4月号 介護労働と健康/アジア・ネットワーク
- 5月号 全国安全センターの労働省交渉
- 6月号 労災補償制度改革への提言
- 7月号 職場のストレス対策
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
- 9月号 労働安全衛生の国際潮流
- 10月号 第9回田尻賞表彰式/じん肺肺がん問題の新たな展開
- 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
- 12月号 世界アスベスト会議
- 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決/欧米の筋骨格系障害対策
- 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

- 4月号 なくせ「労災隠し」
- 5月号 労働基準行政と情報公開
- 6月号 厚生労働省交渉/改正労災保険法
- 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
- 8月号 機械の包括的な安全基準
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
- 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
- 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
- 12月号 ILOのOSH-MSガイドライン
- 1・2月号 職業病の労災補償
- 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

- 4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
- 5月号 情報公開法の活用(続)/VDT作業ガイドライン
- 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出

安全センター情報目次

- 7月号 アスベスト被害の将来予測
- 8月号 アジア・ネットワーク
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
- 12月号 労災職業病ホットライン/第11回田尻賞
- 1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
- 3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
- 5月号 指曲がり症認定闘争の成果と展望
- 6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
- 7月号 ストレス対策の最新動向
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
- 9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 PRTR情報とその活用
- 11月号 労災保険の民営化論議
- 12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
- 1・2月号 三池炭じん爆発40周年/はつり労働者の健康問題
- 3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
- 5月号 多発性骨髄腫初の労災認定
- 6月号 GAC2004プレイベント
- 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
- 8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
- 11月号 職場のメンタルヘルス対策
- 12月号 台湾過労死会議/新局面迎えた石綿対策
- 1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
- 3月号 GAC2004: 世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
- 5月号 労働安全衛生の枠組み
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 ストレス対策の新アプローチ
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
- 9・10月号 弾けた時限爆弾:アスベスト
- 11月号 アスベスト対策基本法
- 12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
- 1・2月号 メンタルヘルス/アスベスト新法批判
- 3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
- 5月号 改正労働安全衛生法読本
- 6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

- 7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
- 9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 労働時間規制の撤廃反対!
- 12月号 日本版エグゼンプション反対
- 1・2月号 日本版エグゼンプション/日本の教訓をアジア・世界に発信
- 3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

■2007年度特集目次

- 4月号 労働関連筋骨格系障害の「流行」
- 5月号 石綿健康被害救済法一周年
- 6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
- 7月号 脳・心、精神障害労災認定/“労働ビッグバン”
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2006→2007
- 9月号 クボタ・ショック2周年尼崎集会
- 10月号 リスクマネジメントの原則
- 11月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 12月号 AMRC30周年・ANROAV会議
- 1・2月号 アスベスト被害と情報公開
- 3月号 横浜・国際アスベスト会議

■2008年度特集目次

- 4月号 第11次労働災害防止計画
- 5月号 労災不服審査制度/石綿救済法2周年
- 6月号 労働時間等見直しガイドライン/労災隠し/石綿健康被害救済法
- 7月号 職場の暴力・ハラスメント
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2007→2008
- 9月号 石綿健康被害救済法改正
- 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 11月号 BANKO発足とAAC2009
- 12月号 「名ばかり管理職」通達迷走
- 1・2月号 過労死・過労自殺が問いかけられるもの
- 3月号 ナノ物質安全管理の現状と問題点

■2009年度特集目次

- 4月号 欧州におけるストレス対策/派遣労働者
- 5月号 心理的負荷による精神障害等
- 6月号 石綿健康被害救済法3周年行動
- 7月号 AAC2009とA-BANの発足
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2008→2009
- 9月号 被害者補償・救済制度の比較
- 10月号 総選挙後の課題/欧州における職業病
- 11月号 ANROAV・A-BANカンボジア会議
- 12月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証と課題
- 3月号 厚生労働省との再交渉

■2010年度特集目次

- 4月号 韓国で石綿被害救済法が成立
- 5月号 中国・寧波の豊じん肺
- 6月号 環境・職業がんの疾病負荷
- 7月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪地裁判決
- 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2009→2010
- 9月号 石綿救済法指定疾病の追加等
- 10月号 ILO職業病リストの改訂
- 11月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 12月号 職場におけるメンタルヘルス対策
- 1・2月号 アスベスト国際連帯2010
- 3月号 アジアのアスベスト禁止最新情報

■2011年度特集目次

- 4月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 5月号 東日本大震災/追悼・井上浩先生
- 6月号 アスベスト禁止に向かうアジア
- 7月号 福島原発事故放射線被ばく労働
- 8月号 職場のいじめ・メンタルヘルスを考える
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2010→2011
- 10月号 石綿健康被害救済法の見直し
- 11月号 泉南アスベスト国賠訴訟大阪高裁判決
- 12月号 福島原発事故放射線被ばく労働 2
- 1・2月号 心理的負荷による精神障害認定基準
- 3月号 アジア・世界のアスベスト禁止

■2012年度特集目次

- 4月号 労働における暴力
- 5月号 石綿疾病労災認定基準の見直し
- 6月号 職場のパワーハラスメント
- 7月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
- 8月号 欧州ハラスメント・暴力協定の実行
- 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2011→2012
- 10月号 印刷会社の胆管がん多発事件
- 11月号 いじめ・パワハラ対策
- 12月号 既存石綿対策の現状と課題
- 1・2月号 石綿健康被害補償・救済状況の検証
- 3月号 3.11から2年の被ばく労働問題

2012年 4月号 (通巻392号)
2012年3月15日発行 62頁 800円

■特集/労働における暴力

- 職場暴力への関心の増大
- 監督機関による取り組み
- アメリカ・ヨーロッパでの新たな動き ……………2
- 米OSHA：調査・監督の執行手順 ……………7
- 欧州社会対話：第三者暴力等ガイドライン ……………17

- 欧州SLIC：労働における心理社会的リスク……………21
- 欧州SLIC：2012年の監督キャンペーン ……………26
- 石綿全面禁止を達成
- ノアス社会実現に一步
- 既存石綿・履行確保・分析方法等に課題 ……………32
- 禁止実現へ幅広い社会団体がネットワーク設立
- アスベストのないタイ社会実現を決議
- 全国安全センター事務局長・古谷杉郎……………37
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
- ベルギーの家族がエターニト相手の訴訟に勝訴 ……42
- 速報：石綿肺がん行政訴訟東京地裁判決 ……………47
- 【各地の便り/世界から】
- 原発事故収束・除染作業ですでに6人死亡
- 福島●3人心筋梗塞、被ばくとの関係者は？ ……………53
- 石綿による曝露見逃し業務外
- 大阪●審査請求期間過ぎあらためて認定 ……………55
- 不支給決定後に新たな証拠
- 神奈川●中皮腫の自庁取り消し事例 ……………59
- 移住労働者の参加型安全衛生活動
- 東京・名古屋●具体的改善と防災 ……………60
- 一日コースで労働安全衛生学校
- 東京●外国人プロジェクトと協力 ……………61

2012年 5月号 (通巻393号)
2012年4月15日発行 62頁 800円

■特集/石綿疾病労災認定基準の見直し

- 石綿肺がん認定基準改正
- 不十分・不透明な内容・手続
- 曝露要件重視への転換が課題
- 全国安全センター事務局長・古谷杉郎……………2
- 石綿による疾病の労災認定基準(局長通達) ……………18
- 認定基準の運用に関する補償課長通達 ……………26
- 石綿疾病の認定基準に関する検討会報告書 ……………27
- 韓国：石綿関連疾病労災認定基準論議概況 ……………39
- 速報：石綿肺がん行政訴訟神戸地裁判決 ……………43
- 救済法施行1年の韓国で被害者の交流促進確認
- 韓国でもすでに12件のアスベスト訴訟
- 全国安全センター事務局長・古谷杉郎……………47
- 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
- イタリアのアスベスト被害者の画期的な勝利 ……………57
- 【各地の便り/世界から】
- 救済法一時金の「隙間」解決
- 厚生労働省●施行通達の解釈見直し……………60
- 架空検査事件の検証結果公表
- 環境省●弁明書作成者の誤記入が原因 ……………61
- 死因を知ったときから時効適用

安全センター情報目次

韓国●石綿肺被害者の損害賠償請求 ……………	62
石綿被害のさらなる掘り起こし	
福岡・山口●患者と家族の会と相談・交流会 ……………	62

2012年 6月号 (通巻394号)
2012年5月15日発行 68頁 800円

■特集/職場のパワーハラスメント

相談活動の経験踏まえたカウンターレポートを公表 円卓会議提言とりまとめに合わせ	
IMC・千葉茂…………	2
全国安全センター・IMCのカウンターレポート…………	8
円卓会議への意見並びに要望書…………	13
円卓会議：職場のパワーハラスメント提言 ……………	18
円卓会議ワーキング・グループ報告 ……………	22
化学物質の危険有害性表示 機械の危険性通知で新指針 行政指導から厚生労働省告示へ格上げ…………	30
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 ケベック：アスベスト擁護団体が扉を閉じる ……………	50
【各地の便り/世界から】 泉南アスベスト問題解決先送りから見えたもの 大阪●民主主義を愚弄する意思決定者たち ……………	52
泉南アスベスト国賠訴訟第二陣大阪地裁判決 ……………	56
同一職場で2名の適応障害労災認定 愛知●違法告発報復としてのパワハラが契機…………	60
メンタル労災いじめ電話相談 全国●11か所の地域センターで対応 ……………	64
床のフローリング補修で中毒 東京●急性有機溶剤中毒の労災認定 ……………	65
石綿関連疾患の労災請求促進 厚労省●石綿疾患労災請求指導料を新設 ……………	66
おかやま労働安全衛生センター設立 岡山●石綿裁判支援の取り組み等から ……………	67
高校生の現場実習中の職業病 韓国●自動車工場での脳出血労災認定 ……………	68

2012年 7月号 (通巻395号)
2012年6月15日発行 62頁 800円

■特集/全国安全センターの厚生労働省交渉

円卓会議提言から対策へ 認定基準・手続改善具体的に 公文書管理法施行踏まえた情報公開も議論 全国安全センター事務局…………	2
要望書及び厚生労働省交渉の記録 ……………	8
原爆症、森永ひ素ミルク、医薬品副作用、薬害エイズ	

公害薬害職業病被害補償第2回シンポジウム 明治大学大学院・野沢淳史…………	33
事故後の対応検証継続 労災、除染作業対策等求める 被ばく労働問題省庁交渉/交流討論集会 東京労働安全衛生センター・飯田勝泰…………	41
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 タイのアスベスト擁護者/嘘つき…………	47
石綿が安全というメーカーの主張は誤りとWHO ……	50
【各地の便り/世界から】 港湾における石綿健康被害救済制度 寄稿：全港湾委員長・伊藤彰信…………	52
じん肺に合併した顕微鏡的多発血管炎 大阪●労災不支給処分取り消し求め提訴 ……………	54
日系労働者の臭覚障害認定 群馬●シンナーが原因、障害12級 ……………	58
石綿裁判、ホンダが和解 岐阜●子会社自動車修理工場の中皮腫…………	59
今後の化学物質政策 三省●合同検討会の作業はじまる ……………	60
石巻アスベスト・プロジェクト 宮城●被災地におけるアスベストの状況 ……………	61

2012年 8月号 (通巻396号)
2012年7月15日発行 64頁 800円

■特集/欧州ハラスメント・暴力協定の実行

労働におけるハラスメント及び暴力に関する 欧州自主的枠組み協定の実行 2011年10月27日に社会対話委員会で採択された 欧州社会パートナーによる最終共同報告書 ……	2
枠組み協定本文/ETUC解釈ガイド…………	26
第三者暴力・ハラスメントに 対応するための多部門ガイドライン ……………	32
請求、認定件数いずれも増加 出来事別決定状況も公表継続 日本・韓国・台湾の労災認定状況 ……………	37
首都圏建設アスベスト訴訟横浜地裁判決 ……………	52
【各地の便り/世界から】 鑑別診断は「信用できない」 高知●振動障害行政訴訟で地裁判決 ……………	55
長時間労働に賠償命じる判決 大阪●陳旧性心筋梗塞のYさん提訴 ……………	56
工場出身者10名超掘り起こし 神奈川●国労大船支部と石綿被害救済…………	57
現代自動車労働者の肺がん 韓国●溶接でニッケル・クロム等に曝露…………	58

除染以外の作業も措置義務

- 厚労省●除染電離則一部改正が施行 ……59
追悼：杉浦裕先生（名古屋労職研代表） ……60
追悼：原田正純先生（全国安全センター元議長） ……62

2012年 9月号（通巻397号）
2012年8月15日発行 80頁 800円

■特集/日本の労働安全衛生

- 労働安全衛生をめぐる状況 2011年→2012年
1. 労働災害・職業病の統計データ ……2
2. 労働災害・職業病の発生状況 ……6
3. 東日本大震災・福島原発事故 ……11
4. 労働安全衛生対策 ……12
5. 化学物質対策 ……14
6. 労災補償対策 ……16
統計資料 ……18
2011年度労働基準行政関係通達 ……53

■全国安全センター第23回総会議案

- 第1号議案：活動報告と方針案 ……63
第2号議案：2011年度収支決算案 ……67
第3号議案：2012年度収支予算案 ……69
第4号議案：2012年度役員体制案 ……70
安全センター情報2011年度目次 ……71
全国安全センター規約・規定 ……78

2012年 10月号（通巻398号）
2012年9月15日発行 66頁 800円

■特集/印刷会社の胆管がん多発事件

- 迅速な認定から労災時効の撤廃、
化学物質対策改善へ
校正印刷会社SANYO-CYP社胆管がん事件
関西労働者安全センター・片岡明彦…2
S社弁護士記者会見資料とその主張の問題点 ……25
厚生労働省の通達・発表等
一斉点検結果の取りまとめ結果等 ……32
労働安全衛生総合研究所の現地調査報告 ……43
胆管がん労災認定検討会開催案内 ……25

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

- ケベックは巨額ローンで石綿鉱山を蘇らせる ……55
カナダの保健関係者は鉱山再開ローンを非難 ……56
チャレストのローンは最良のタイミングの選挙運動…57
タイ：5年間の斬新的アスベスト禁止提案へ ……59
内閣が9月に検討するであろう関係措置を討議 ……59
タイは石綿禁止に動き、ケベックは馬鹿に見える ……60

【各地の便り/世界から】

クボタ・ショックから7年尼崎集会

- 兵庫●韓国から12名の代表も参加 ……62
新卒採用の自殺 不支給取り消し
北海道●新認定基準改定で評価変更 ……64
キーンベック病の労災認定
千葉●中国人研修生の李さん ……64

2012年 11月号（通巻399号）
2012年10月15日発行 62頁 800円

■特集/いじめ・パワハラ対策

- コミュニティユニオンなどにおける
パワハラ相談事例と対策
議論は尽きた、実践あるのみ
神奈川労災職業病センター・川本浩之…2
職場のいじめ・ハラスメント「未来への挑戦」
デンマーク・コペンハーゲンでの国際会議
関西労働者安全センター・田島陽子…11
校正印刷胆管がん調査中間報告書
産業医大・熊谷信二…15

- 放射線業務労働安全衛生対策新通達 ……27
重要な国際機関が相次ぎ世界的石綿禁止を支持
ICOH・JPC-SE・UICCの声明 ……34

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

- ローン取り消し公約したケベック党が政権獲得 ……48
オタワ連邦政府ロッテルダム条約の立場を転換 ……50
台湾：環境保護庁が完全禁止日程表を更新 ……52

【各地の便り/世界から】

- 2か月間のがれき処理で中皮腫発症
兵庫●阪神・淡路大震災の復旧作業に従事 ……53
派遣先の安全配慮義務は？
三重●第三者行為災害の損害賠償請求 ……55
地方公務員災害補償基金本部と交渉
基金●「消防」の石綿関連疾患認定なし ……57
建具職人の退職後の肺がん
福島●必要な退職後のフォローアップ ……59
白血病・職業病被害者証言大会
韓国●サムスン被害者・家族国会で証言 ……60

2012年 12月号（通巻400号）
2012年11月15日発行 62頁 800円

■特集/既存石綿対策の現状と課題

- 既存石綿対策の現状と大気汚染防止法改正の課題
石綿曝露は終わっていない
東京労働安全衛生センター・外山尚紀…2
建築物解体等作業石綿曝露防止技術指針 ……14

安全センター情報目次

煙突内部に使用される石綿含有断熱材の撤去 ……20
国土交通省社会資本整備審議会
建築分科会第6回アスベスト対策部会資料 ……22
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
イギリス：2012年アスベスト管理規則 ……37
【各地の便り/世界から】
タルクが原因で看護師に中皮腫
山口●医療用手袋に付着したアスベスト ……56
裁判で断罪される日本通運
東京●判決に基づいた補償の制度化を ……59
シミ抜き溶剤曝露による労災
東京●前の職場でも問題の同じ溶剤 ……60
故森美菜さんの遺族へ授与
龍基金2012●「和民」従業員過労死事件 ……61
政府と企業に発がん物質管理責任
韓国●がん予防特別法制定で討論会 ……62

2013年 1・2月号 (通巻401号)

2013年1月15日発行 94頁 1,600円

■石綿健康被害補償・救済状況の検証

石綿肺がん救済3年連続減少
認定率・都道府県格差も拡大
中皮腫救済は周知事業で横ばい ……2
カナダがアスベスト生産中止
ブラジル最高裁が近く判断
キエフでクリソタイル擁護派が国際会議 ……52
パリでアスベスト被害者初の国際デー集会とデモ
世界のアスベスト被害者(支援)団体が結集 ……44
MSDsは世界共通の課題
EUでは人間工学的リスク対策指令を検討
全国安全センター事務局…52
韓国の筋骨格系疾患予防法
韓国源進研究所所長・イムサンヒョク…55
横浜判決乗り越え国の責任認める
首都圏建設アスベスト訴訟東京地裁判決 ……59
今後の化学物質管理政策に関する
合同検討会中間取りまとめ ……82
【各地の便り/世界から】
退職労働者にも労組法適用
中労委●ホンダ不当労再審査事件命令書 ……86
16人の被害者・遺族が調停申し立て
兵庫●神戸港におけるアスベスト被害 ……88
作業服曝露で妻が石綿肺がん
兵庫●クボタとクボニ運送に損賠訴訟提訴 ……90

50年前に自動車整備工場で曝露
北海道●中皮腫、事業場名公表で労災申請 ……91
蛇紋岩地帯のトンネル工事
北海道●規制のない自然由来のアスベスト ……92
指曲がり症障害等級に不服
兵庫●全国ではじめての裁判提訴 ……93
職業がんの集団労災申請
韓国●金属労組が5次の申請百人以上 ……94

2013年 3月号 (通巻402号)

2013年2月15日発行 60頁 800円

■3.11から2年の被ばく労働問題

被ばく労働問題に関する
関係省庁交渉の報告と課題
東京安全センター事務局長・飯田勝泰…2
除染等業務を実施している事業者に
対する監督指導の状況当について ……8
胃・食道・結腸がんと放射線被ばくに
関する医学的知見の公表 ……11
「被ばく労働ネットワーク」設立といわき行動 ……12
「被ばく労働を考えるネットワーク」への
参加・賛同を！ ……82
原発と労働者
原発で働く労働者の命を守る体制を
関西労働者安全センター・片岡明彦…19
タイ遅くとも5年以内の禁止、
香港6月、マレーシアも間近？
フィリピンも加えアジアの禁止は正念場
全国安全センター事務局長・古谷杉郎…24
インドにおける労働衛生運動の歴史 ……44
速報：石綿肺がん行政訴訟大阪高裁判決 ……48
【各地の便り/世界から】
石綿肺療養中の自殺で判決
岡山地裁●厚生労働省は控訴せず ……52
「原発被ばく労働者支援局」設置
岡山●全国安全センター第23回総会 ……54
事業場名公表でホットライン
全国5か所●2に日間で186件の相談 ……57
港湾労働者の腰痛逆転認定
神奈川●「加齢による骨変化」で不支給 ……58
2年半後の休業を補償請求
滋賀●ペルー人女性労働者の転倒事故 ……59
初の乳がん事例労災認定
韓国●サムスン半導体2例目の労災認定 ……60

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改善を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないこととしたとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 議長 | 1名 |
| (2) 副議長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 若干名 |
| (5) 運営委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執

行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円	6部	年額45,000円
2部	年額19,000円	7部	年額49,000円
3部	年額27,000円	8部	年額52,000円
4部	年額34,000円	9部	年額54,000円
5部	年額40,000円		
10部以上	1部につき年額6,000円		

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: http://joshrc.info/ http://www.joshrc.org/~open/ http://ameblo.jp/joshrc/

- 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階
E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011)272-8855 / FAX (011)272-8880
- 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
E-mail center@toshc.org
TEL (03)3683-9765 / FAX (03)3683-9766
- 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5
TEL (042)324-1024 / FAX (042)324-1024
- 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内
TEL (042)324-1922 / FAX (042)325-2663
- 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505
E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045)573-4289 / FAX (045)575-1948
- 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F
E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027)322-4545 / FAX (027)322-4540
- 新潟 ● 一般財団法人 ささえあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16
E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025)265-5446 / FAX (025)230-6680
- 静岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8
TEL (0543)66-6888 / FAX (0543)66-6889
- 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1
E-mail roushokuken@be.to
TEL (052)837-7420 / FAX (052)837-7420
- 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル
E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059)228-7977 / FAX (059)225-4402
- 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F
E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075)691-6191 / FAX (075)691-6145
- 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
E-mail kosch2000@yahoo.co.jp
TEL (06)6943-1527 / FAX (06)6942-0278
- 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06)4950-6653 / FAX (06)4950-6653
- 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付
TEL (06)6488-9952 / FAX (06)6488-2762
- 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-1-17 西浦ビル2階
E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078)382-2118 / FAX (078)382-2124
- 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内
E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086)232-3741 / FAX (086)232-3714
- 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号
E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082)264-4110 / FAX (082)264-4123
- 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内
TEL (0857)22-6110 / FAX (0857)37-0090
- 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
TEL (088)623-6362 / FAX (088)655-4113
- 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5
E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897)47-0307 / FAX (0897)47-0307
- 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薮野北町3-2-28
TEL (088)845-3953 / FAX (088)845-3953
- 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック
TEL (096)360-1991 / FAX (096)368-6177
- 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階)
E-mail OITAOSH@elf.coara.or.jp
TEL (097)567-5177 / FAX (097)568-2317
- 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14
E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982)53-9400 / FAX (0982)53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F
E-mail aunio@po.synapse.ne.jp
TEL (0995)63-1700 / FAX (0995)63-1701
- 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒902-0061 那覇市古島1-14-6
TEL (098)882-3990 / FAX (098)882-3990
- 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階
E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03)3239-9470 / FAX (03)3264-1432



安全センター情報 2013年9月号(通巻第408号) 2013年8月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL 3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC
 情報 2013年9月号(通巻第408号) 2013年9月1日発行
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター
 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/> joshrc/